

## 第 2 期第 26 回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成 23 年 7 月 27 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 43 分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所 2 階会議室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	加藤照夫
5 議題	1. 第 2 次換地設計（案）に対する意見書の整理・分類について
6 会議の区分	公開
7 傍聴者	12 名
8 会議の内容	第 2 次換地設計（案）に対する意見書の整理・分類についての説明

○会 長（高本正彦君） 定刻になりましたので、ただいまから第 2 期第 26 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に本日の出席委員の報告を求めます。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

○会 長（高本正彦君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 委員の定数は 10 名で、本日の出席委員は 9 名でございます。なお、加藤委員からは事前に欠席のご連絡をいただいております。

以上でございます。

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。報告のとおり、本日の出席委員数は 9 名で過半数に達しておりますので、会議が成立していることを宣言いたします。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号 6 番の吉永委員、議席番号 7 番の小宮委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、本日の会議の公開・非公開についてですが、これまで第 6 回から前回の 25 回までの審議会につきましては、平成 22 年 1 月 25 日に開催の第 5 回審議会で決定したとおり、非公開会議として行ってまいりました。本日も本審議会の議事運営規則第 4 条第 1 項においては、原則「会議は公開するものとする」となっており、本日の審議会は次第にありますように、第 2 次換地設計（案）に対する意見書の取り扱いに関する趣旨となっております。公開会議で実施すべきものではないかと考えます。ただし、議題の(4)については、実際の意見書を使い、施行者から説明を受けることになっておりますので、個人情報保護の観点から、非公開会議として実施すべきものと考えます。

このことから本日の議題の(1)から(3)までを公開会議とし、議題の(4)については、非公開会議として実施することとし、また、今回以降の審議会についても個人情報を用いて審議を行う場合には、既に第 5 回審議会で決定したとおり、非公開会議として実施するという私からの提案で、議事運営規則第 4 条 1 項に基づき、採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会 長（高本正彦君） それでは、ただいま申し上げましたとおり、議題の(1)から(3)までを公開会議とし、(4)の議題及び今後の個人情報を用いた会議については、非公開会議で行うことに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成の方 挙手 6 名）

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。

次に、反対という方の挙手をお願いします。

（反対の方 挙手 3 名）

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。

以上の結果、賛成者は6名、反対者は3名で、賛成者が過半数に達しておりますので、議事運営規則第4条第1項に基づき、議題の(1)から(3)までを公開会議とし、(4)の議題及び今後の個人情報を用いた会議については、非公開会議で行うことといたします。

それでは、傍聴者の入場を許可しますので、事務局、よろしく申し上げます。

(傍聴者の入場あり)

○会 長（高本正彦君） 島谷君。

○委 員（島谷晴朗君） 会長、島谷です。ちょっと質問がございまして、きょう、私、前回審議会のときの決定をおそらく会長から、2次案に対するの決定を市に答申なさったと思うんですが、その答申につけ加えて私の意見書を提出いたしました。その提出に対する回答として、会長からきょうの審議会でこれを報告するというようになっておりますが、その報告はどの時点でしていただけるのでしょうか。非公開になる前でしょうか。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 会長、区画整理課係長。

○会 長（高本正彦君） 管理係長。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 今、島谷委員からお話がありました件に関しましては、前回第25回の区画整理審議会、平成22年12月27日開催の審議会において、第2次換地設計（案）の権利者への発表について、諮問させていただきました。このことにつきましては、賛否をとらせていただいた上で権利者への発表について、賛成多数ということで可決し、それについて答申をさせていただくという方向で会長から報告させていただいております。その際、島谷委員及び神屋敷委員からこの答申に意見書を添付させていただけないかというお話がございました。これにつきましては、会長と相談させていただいた上で、その回答を島谷委員、神屋敷委員両者にしておりますので、これにつきましては、「その他」の議題で、後ほど皆様にその島谷委員、神屋敷委員からいただいております意見書をご参考にお渡しできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○会 長（高本正彦君） 島谷委員、よろしいですか。後ほど、終わってからの質問……。

○委 員（島谷晴朗君） 非公開になってからですね。「その他」は。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） はい、そのような形になります。

○会 長（高本正彦君） 島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） これは、非公開の内容ではございません。ですから、きょうのこの議事次第の(3)の後で結構です。そこをお願いしたいと思います。

○会 長（高本正彦君） (3)の「第2次換地設計（案）に対する意見書の取扱方針（案）について」という一通りの説明が終わった後ということですか。

○委 員（島谷晴朗君） あのね、ここに(1)(2)、今、皆さんに非公開にするということを諮られましたね。それは非公開にするというのは(4)のところで非公開にするということでお諮りになったんですね。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

はい、わかりました。お申し出の意味はわかりました。(3)の後で、もし、この審議会で時間的なものもございまして、そういう時間を設けていただければ、私、事務局のほうで説明をさせていただきますので、会長、その辺のところをお願いしたいと思いますけれども。

○会 長（高本正彦君） それでよろしいですか。今、事務局から答弁あったように、(3)の資料説明が終わった後、(4)に入る前にということで、時間があればということで了解したいと思います。よろしいですか。

○委 員（島谷晴朗君） 僕はおそらくね、この大きな「その他」というのは、日程関係のことだと思っています。意味はおわかりですか。日程関係のことだろうと。だから日程関係の話のこんなところで私の出した意見書、ここでやってもらいたくない。そういう意味です。

○会 長（高本正彦君） だから、やらないんですか。私が言っているのは、(3)の後でということなんです、よろしい

ですね。

**○委員（島谷晴朗君）** そういうことです。はい、それで結構ですよ。

**○会長（高本正彦君）** それでは、議事に行きたいと思いますが。

それでは、会長から一言申し上げさせていただきます。特に傍聴者の皆様に申し上げます。審議会の進行が損なわれないよう、遵守事項を守られて傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。また、先ほど、本会議の公開・非公開について審議した結果、本日の次第にあります議題(4)については、個別の資料を使った審議となり、個人情報保護の観点から非公開会議として行うことを決定しましたので、議題の(3)が終了した時点で速やかにご退席いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、北村副市長からごあいさつをお願いしたいと思います。

**○副市長（北村健君）** 会長。

**○会長（高本正彦君）** 北村副市長。

**○副市長（北村健君）** 皆様こんにちは。副市長の北村です。第2期第26回福生都市計画羽村駅西口土地区画整理事業審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、厳しい暑さの中、また何かとお忙しい中をお時間を割いていただきまして、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

東日本大震災に関する復興作業が続けられておりますが、発災から既に4カ月が経過しようとする中で、いまだ先が見通せない厳しい状況が続いております。そのような中で、羽村市におきましても、災害に強い都市基盤整備の必要性を改めて認識しているところをごさいます。羽村駅西口土地区画整理事業をはじめ、道路整備事業や建築物の耐震対策など、市民の安全・安心につながる諸施策の充実に努めていく考えでございます。

さて、本日の会議でございますけれども、昨年12月の第25回審議会までにご審議を賜りました換地設計（案）の第2次案につきまして、地権者の皆様からいただきました意見書の分類結果につきまして、ご報告をさせていただきますとともに、これらの意見書の取り扱いについて、ご審議をいただくものでございます。羽村駅西口のよりよいまちづくりに向け、さまざまな観点からご意見、ご教授を賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○会長（高本正彦君）** ありがとうございます。

次に、ことし4月に都市整備部長をはじめ、市の職員に人事異動がございました。阿部都市整備部長より、就任のごあいさつ並びに職員の紹介をお願いしたいと思います。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 会長、都市整備部長です。

**○会長（高本正彦君）** 都市整備部長。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 4月1日より都市整備部長を拝命しております阿部でございます。私ども所管の課につきましては、都市計画課、区画整理事業課、区画整理管理課という3課で構成されてございます。ただいま副市長からごあいさつがありましたように、羽村市のまちづくりの計画あるいは実行という形で、今後も取り組んでまいりますので、側面からご協力をいただきたく存じます。

それでは私から、それぞれの担当課長並びに係長をご紹介します。

初めに、副市長の右でございますけれども、都市計画課長の河村でございます。

**○都市計画課長（河村康博君）** 河村でございます。よろしくお願いいたします。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 私の左側でございます。区画整理事業課長の石川でございます。

**○区画整理事業課長（石川直人君）** 石川でございます。よろしくお願いいたします。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 後ろに控えているのが、区画整理事業課事業係長の山崎でございます。

**○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）** 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 後ろに、もう皆さんご承知のとおり、私ども区画整理の専門委員でございます池田でございます。

○専門委員（池田悠一君） よろしく願います。

○都市整備部長（阿部敏彦君） きょう、この審議会の事務局を担当している区画整理管理課長の細谷でございます。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 細谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 同じく管理係長の橋本でございます。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 橋本です。よろしく願います。

○都市整備部長（阿部敏彦君） いずれにしても、このメンバーで今後、西口及び都市計画の關係の事務事業に従事してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で紹介にかえさせていただきます。

○会 長（高本正彦君） ありがとうございます。

それでは早速、議題に入りたいと思います。議題(1)「第2次換地設計(案)に対する意見書の整理・分類について」、施行者より説明をお願いします。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） はい。それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。先ほど、会長のほうから本日の議題の(1)、(2)、(3)、そして島谷委員から提案があった案件につきましては、公開会議の中で行っていくということでございますので、私も、きょう、傍聴の方もいらっしゃるので、できる限りわかりやすい説明に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、資料0でございますけれども、ご説明をさせていただきます。「第2次換地設計(案)に対する意見書の分類結果について」でございます。A3版の縦のカラー印刷したものでございます。グラフが掲載されておりますものでございます。

本年2月の第2次換地設計(案)の個別説明に当たりましては、権利者1,214名に対して、2月9日に配達証明によりまして関係資料をご送付いたしまして、2月18日から3月10日まで、3週間でございますけれども、西口土地区画整理事務所において個別説明を行いました。また、説明の開催初日から3月25日まで、意見書の受付期間としまして36日間を設けたところでございます。その結果、個別説明には323名の権利者の方々にご来所いただきました。なお、受付いたしました意見書につきましては、312名の方から296通が提出されたものでございます。

この提出されました意見書を取りまとめ、分類した結果がこの資料0でお示しした内容となっております。312名の方からの意見書について分類、そして抜粋、要約をして、「換地設計に関する意見書以外」の意見と「換地設計に関する意見」とを分類したものでございます。

まず、上のグラフと表は「換地設計に関する意見書以外」の意見を取りまとめたもので、下のグラフと表が「換地設計に関する意見」の意見として取りまとめた内訳となっております。

次に、上の表の枠の右側に記載します、青で着色したものでございますが、文字が白で表記されております。そちらをごらんください。今、申し上げました312名の意見書を3つに区分した内容となっております。

まず1つ目でございますけれども、一番上でございます、換地設計に関する意見以外のみが記載された意見書が35件ございました。それから2つ目が換地設計に関する意見のみ、つまり、換地設計の意見ということで、換地設計の意見が記載された意見書が85件ございました。そして3つ目が換地設計に関する意見以外の意見と、それから換地設計に関する意見がそれぞれ両者ともに記載された意見書が192件となっております。

この1つ目の換地設計に関する意見以外のみが記載された意見書35件と、それから3番目にあります換地設計に関する意見以外の意見と換地設計に関する意見が両者が記載された意見192件ございますが、これを合わせた227件が、先

ほど申しあげました意見書の内容を分析、抜粋、要約して取りまとめた結果としまして、グラフの下の表にお示しして  
ございます。

一番左側に今申しあげました 312 名中 227 件という記載がございます。まず、左側の緑色で着色した部分でございま  
すが、ここが換地設計に関する意見書以外の意見の中で、事業施行の全般に関する内容として分類したもので、左側か  
ら「事業反対」が 83 件ございました。それから「事業見直し」が 44 件、それから「設計の修正」が 32 件、それから「用  
途地域」でございますが、これが 13 件、「その他」としまして 73 件と 5 項目に分類しまして、それぞれの割合を記載し  
たものとなっております。

次に、表右側のブルーで着色した部分でございまして、同じく、換地設計に関する意見書以外の意見の中で、事業の  
個別手法に関する内容として分類したものでございます。左側から「評価」が 16 件、「私道の扱い」が 7 件、それから  
「移転」が 70 件、それから「補償」が 31 件、「工事・造成」が 25 件、それから「移転・工事の時期」が 10 件でござい  
ます。そして「その他」が同じく 10 件と、7 項目に分類し、それぞれの割合を記載したものでございます。

続きまして、下の換地設計に関する意見のグラフと表をごらんください。今、上の表でもご説明いたしましたけれど  
も、枠外にありますブルーで着色しました、文字が白の部分でございまして、ここも同じ内容でございまして、312 名  
の意見書を 3 つに分類したものでございます。このうちの 2 つ目の換地設計に関する意見のみが記載された意見書の 85  
件と、3 つ目の換地設計に関する意見以外の意見と換地設計に関する意見がそれぞれ両者ともに記載された意見書が 19  
2 件、これを合わせました 277 件の意見書の内容を分析、抜粋、要約し、取りまとめた結果がお示しの表の数値となっ  
てございます。その表の一番左側に、今申しあげました 312 件中 277 件というのが記載されているかと思えます。

なお、黄色で着色しました表、左側から「換地設計案全般」の内容として「変更不可」が 29 件、それから「分割・合  
併等組み合わせ」が 18 件、それから「位置」の意見の中の「不照応」が 32 件でございます。それから「隣接」が 41  
件、それから「底地」が 29 件でございます。それから次に、「間口・形状」というところ、そのうち「間口・奥行」が  
42 件でございます。それから「形状（角地等も含む）」ということでございまして、これが 60 件でございます。次に、  
右側でございますが、「宅地の接道」の中の「向き」が 31 件、それから「幅員」が 12 件でございます。それから「幹線  
道路」が 9 件。それからその右側でございます「環境」の中の「日照」が 60 件、それから同じく「環境」が 31 件。そ  
れから次「面積」の中の「面積」でございますが、これが 16 件でございます。それから「減歩率」が 61 件、「清算金」が  
75 件、それから「その他」として 29 件と、16 項目に分類をいたしまして、それぞれの割合について、ご参考までに記  
載したものでございます。

以上が「第 2 次換地設計（案）に対する意見書の分類結果について」でございます。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございます。

何かご質問、ご意見等ございましたら、いかがでしょうか。

はい、3 番、島田さん。

○委 員（島田俊男君） 3 番の島田ですけれども、ちょっとご質問したいんですけれども、この「底地」の意味という  
のは、どういうことなんでしょうか。ちょっとわかんないんですけれども。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。

○会 長（高本正彦君） はい、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 意見の内容は、それぞれあるんですけれども、基本的には今、お住まいの、いわゆる  
従前地を指しておりまして、従前地に対して換地が位置が納得できないですとか、位置関係が本来照応していないと  
か、そういう従前地をとらえて意見書として述べられているものを集約したものでございます。

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。

○委 員（島田俊男君） ちょっとわからないんですけれども。

○会 長（高本正彦君） 島田委員、どうぞ。

- 委員（島田俊男君） ちょっと回答いただいたんですけど、理解できなくて、皆さん、わかりましたでしょうか。
- 委員（島谷晴朗君） いや、わかんない。
- 委員（島田俊男君） わからないんですよね。もうちょっと簡単をお願いしたいんですが。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 済みません、わかりにくくて申しわけない。要は、例えば島田さんの現在地に対して、今、私がこの位置なんだと。それに対してあまりにも換地が離れ過ぎているんじゃないか、あるいは駅からこの距離なんだけれども、換地は駅から離れ過ぎているんじゃないかという、底地に対して意見を述べられている場合の集約したものでございます。
- 委員（島谷晴朗君） ちょっと質問。8番、島谷です。
- 会長（高本正彦君） はい、どうぞ、島谷委員。
- 委員（島谷晴朗君） 今の質問です。いわゆる底地というのは、従前地が私には好きだから、ここになれ親しみ、なれ住んだところだから変えないでほしいとか、そういうんじゃないんですね。従前地に愛着があるから変えてほしくないということじゃない。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。
- 会長（高本正彦君） はい、事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 私の例示がよくないかもしれません。今まさに島谷委員がおっしゃった内容も、その1つでございます。私は今この場所が気に入っている、ですから換地の位置は希望しないというようなものも、その中に含まれている。さまざまな内容がございますので、ちょっと今ピックアップした資料がないので、具体的なものというのは、今まさに公開の審議の中でお出しできませんけれども、申し上げれば、今言ったようなお話でございます。
- 会長（高本正彦君） よろしいですか。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長。
- 会長（高本正彦君） どうぞ。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 底地の意味でございますけれども。事業課長の言っているお話と同じですけれども、現在、皆さんが現実にお持ちになっている土地の番地がございますね、これを区画整理の中で合わせたときに、重なったりしている部分があるわけですね。換地で新たに右へ少しずれたり、左へずれたりという形になって、重ねた場合に、上から見たときに、もとの土地を底地と呼ぶんですね。だから実際に今持っているところの土地の地形を底地というふうな形で表現をさせていただいているものでして、それがAという場所の中にBが重なった場合に、上から重なっちゃってますので、「私の前の土地はどこですか」という形でいったときに、表現として底地という形を使わせていただいている。ちょっと専門的な言葉だと思いますけれども、ご理解をいただければ。
- 会長（高本正彦君） よろしいですか。
- 委員（島谷晴朗君） 8番。
- 会長（高本正彦君） はい、島谷委員。
- 委員（島谷晴朗君） 8番、島谷です。下の一番左の「変更不可」というのは、地権者から変更しないでくれと、変更しちゃだめだぞという意味ですね、これ。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長。
- 会長（高本正彦君） はい、どうぞ。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 島谷委員のおっしゃるとおりでございます。この場合には、主なものとしましては、お示しした換地設計（案）第2次案に対して、「私はそこがいい」ということで、「変更してもらっちゃ困る、2次案でいいよ」ということで、ご意見を述べられているケースでございます。
- 会長（高本正彦君） よろしいでしょうか。

- 委員（神屋敷和子君） はい。
- 会長（高本正彦君） 神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。幾つか質問があるんですけども、まず第1番目、今、石川課長さんから説明があったんですけども、意見書の提出のところの312名というふうに最初、説明があったんですけども、35人と192人を足して227人と説明があったんですけども、その今度は、グラフの下の表に来たときに、件という説明をしていらっしゃるんですけども、227件という説明をしているんですけども、これは私いつも申し上げているんですけども、単位というんですか、メートルなのか平米なのか、人なのか、それから件なのか、これをきちっと書いていただかないと、わかりにくいと思うんですね。これはどちらなんでしょうか。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長、事業課長です。ちょっとわかりづらいところがあって、説明が不足してまして申しわけありません。ここは312名の方なので、意見書の分類でとらえれば、どちらでもとらえ方としては同じなものですから、今、私のほうでは件と申し上げましたけれども、意見書提出が312人に対して35人とご説明を申し上げれば正しかったのだと思います。
- 会長（高本正彦君） よろしいですか。神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。そういたしますと、円グラフの下にある表の一番左側にあるところは、312人分の227件ということなんですか。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 区画整理事業課長です。申しわけございません。ただいまお話し申し上げたように、件数でとらえても、人数でとらえても結果的には同じでございます。ここで、私どもの表記の仕方がご指摘だと思うんですけども、227件、312人に対して227人にして言うべきではないかというご意見だと思うんですけども、そういうふうな理解をいただいてもよろしいかと思います。
- 会長（高本正彦君） よろしいですか。神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。そうしますと、表の「事業反対」の下にある83、「事業見直し」44、「設計の修正」32、これは単位は何でしょうか。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） これも関連してございますけれども、人数でとらえても件数でとらえても同じですけども、今、お話ししたものと関連づけて申し上げれば、83人、44人、32人といった説明が正しかったと思います。
- 会長（高本正彦君） よろしいですか。神屋敷委員。
- 委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。そうすると、この「事業反対」、「事業見直し」、「設計の修正」で、下の83、44、32、これ全部足しますと、一番右側にほんとは合計がなければおかしいと思うんですね。それで、これが414件にならないですかね。ちょっと私もきちっと計算していないのでわからないんですけども、これは合計して414件で、先ほど、意見提出数が312名とあって、下の「換地に関する意見以外のみ」が35人、「関する意見」が85人、「両者ともに意見した」のが192人とご説明したのであれば、その35と192を足して227という数字を使ったとすれば、この一番左側にある表の227は人となるほうがわかりやすいのではないのでしょうか。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 全く今の神屋敷委員のおっしゃるとおりでございますね。今申し上げましたように、一番左側が人数で答えれば、ここについてはそれぞれピックアップして分類をした数でございますので、件数になる。今、お話のように、わかりやすい資料に努めるということで、私どもも常にそういうことで努めてございますが、今ご

指摘のとおり、これを単純に合計すれば、上については12項目に対して414件、下が16項目に対して575件という集計の結果になりまして、私どもこれから今後、換地設計の決定に向けた作業、手続をしていく中で、確かにこれは一つの参考として取りまとめた結果でございます。この数はあくまでも今回ご説明をさせていただいたのは、これまでの意見書をいただいたものの分類の結果ということで受け取っていただければ幸いです。

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 単位のところはわかりました。そういたしましたら、できましたらこれ、新しくきちつと件数合計とここのところ、件を人に変えたものをつくり直していただきたいと思います。

それから、先ほど底地の問題が出てきたんですけれども、自分の今いるところを変えないでほしいというのが、この下のほうの換地設計に関する意見のところの「位置」の部分の「底地」のところ、そういうご説明があったんですね。それでは、上の部分の「換地設計に関する意見書以外」のところの表または円グラフの「移転」のところにあるものと、ここの「底地」の部分とはどう違うかということをご説明していただきたいんですが。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長です。

○会 長（高本正彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） ご承知のとおり、上の部分の換地設計以外の「移転」というのは、一般的にこれは事例等、判例等、意見書の内容を見て分類をさせていただいているんですけれども、基本的には、建物については「移転」という形をとらせていただいている。「底地」というのは、先ほど言ったように土地の問題でございます。移転の場合に、土地の移転という表現は使いませんよね。一般的に移転という形の言葉の中でいえば、建物等の場合には移転の、これが対象になっているのは、物件のほうでございますので、建物を指している。ですから建物は換地とはちょっとイコールではございませんので、まず換地を決めて移転計画という形になりますので、移転が先にあるわけではございませんので、「換地設計以外」ということでこちらを使っているわけです。

以上です。

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。今、都市整備部長さんから専門的なお話があったんですけれども、一般の地権者にとっては、土地であろうと家であろうと「動きたくない」と書いている人は動きたくないんですね。これ、私が書いたんですけれども、「移転拒否」と書きました。そういたしましたら、上の「移転」のところに印がついていて、「換地」という形では見ていただけなかった。そういう形になるんですね。ですから、ここは、施行者としてはそうとっていても、地権者との意思の乖離があるというんですか、意見書のとり方ですごく分類が難しいなとは思いました。

それであともう一つは、この上の換地設計に関する意見書以外のところの円グラフを見ていただくとわかるんですけど、18%が「その他」なんですね。またその上に2%が「その他」あるんですね。まず最初に、私これを見たときに、この「その他」の違いは何だろうと思ったんです。先ほど、石川課長さんからご説明がありましたとおり、73のほうの「その他」というのは、全般に関する「その他」なんですね。それで、もう一つの2%の「その他」というのは、換地以外の事業の個別手法に関する「その他」なんですね。ここのところの枠に、きちつとそれを書いていただかないと、「その他」の違いがわからない。ですから、「評価・私道」の表の上に、ちゃんとそここのところを書いていただきたいということ。

それから、この18%の73名という数は、ものすごく大きいんですね。「事業反対」が20%で83名、その次になるわけなんです。それでこの「その他」というのは、一体何が入っているんでしょうか。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 区画整理事業課長です。すべてを今ここでピックアップできていませんけれども、例えば今回、東日本の大震災がございました。この震災に絡んだご意見もございました。それから、私どもで先導的都

市環境形成計画のアンケート調査を行わせていただいておりますけれども、それにかかわるご意見もございました。ですから、この73という数字は、そういった意味で、若干多目だなということで認識しております。

○会 長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、何回も。この73を調べてみますと、中が多岐にわたっているんですね。財政、それからモノレールに関すること、負担で苦しめないで、それから説明がないじゃないか、いろんなことがこの中に書かれているんです。それで、私はこの円グラフとこの下の表をまとめてくださったのは大変だったなと思うんですけれども、つくづく思ったことは、第1次の換地設計（案）の発表の後、個別説明の後に、7ページにわたって全部分類が出ているんですね、こういう。補償に関しては、補償をこうしてくれとか、角地は今角地だけ角地じゃないよとか、角地じゃないけど角地にしてくれとか、いろんなご意見が角地であっても中はこういうものですよと。それから位置の変更についても、位置の変更を要望しますよとか、用途指定の要望をしますよとか、道路の接道を要望しませんよとか、しますよとか、そういう細かい分類が7ページにわたって書かれているんですね、第1次の発表のときの結果が。それで、これがあってはじめてこの円グラフと表ができるんじゃないかと思うんです。どうでしょう。

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員、よろしいですか。今、説明いただいているペーパーというのは、何のペーパーですか。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷ですけども、1次の個別説明会の後もやっぱり同じ集計が出たんです。そのときに、例えば「事業反対」は、どういうものがあつたか、「事業反対」は一まとめでしたっけね。それから「事業の見直し」にはどういうものがあつたかとか、「移転」ではどういうものなのかというような。だから、この17%の「移転」といっても、移転拒否もあれば、2度引き嫌だよというのもあれば、いろいろなものが入っちゃっているんです。

○会 長（高本正彦君） ごめんなさい、私が聞きたいのは、それはどこでまとめた……。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、羽村市で。

○会 長（高本正彦君） 市のほうでまとめられたやつですね。

○委 員（神屋敷和子君） そうです。施行者がまとめてくださったもので、7ページにわたって、一つ一つ、その内容が何件、何件、何件って書かれていて、その下の合計で何件って出ているので。

○会 長（高本正彦君） 市のほうでまとめた資料ですね。

○委 員（神屋敷和子君） はい、そうです。それを出していただきたいなと思うんですけれども。

○会 長（高本正彦君） それはまた後々の話で。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長です。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 第1次の案の時には、できるだけわかりやすい資料の提供という形で、意見書について分類をさせていただいて集計した経過がございます。当然、2次案に対しましても、同様に、これからご説明を申し上げる個々の内容についての分類のありよう、あり方について、説明をさせていただきたいと思っております。ですから今回、審議会の中で、公開の資料の中で、あるいは非公開の資料の中では、今のご指摘をいただいている件がまさに分類をされている内容が個別に出ている内容です。中には、これはここへ入れるべきじゃないのという形は、個別の意見の中の内容においては、多分意見として出てくるととらえております。しかしながら、現段階におきまして、私ども、意見書をいただいた後に、この分類を行った結果につきまして、私ども施行者として分類をさせていただいた。件数と表の見方、このようなものはちょっと乱雑で申しわけなかったと思っておりますけれども、極力、全権利者から意見書をいただいた内容をすべて分析をして、施行者として、その分類をきょう、この中の表のようにさせていただいた。

今後、すべての意見書を出されている方達について、これからご説明をしていくわけですから、その分類がこの項目のどこにどのように入っていくかということのご説明も、今後、3番目の中の内容においては、若干触れますけれども、詳細については、4の中で、これはこういう分類をして、こういう表のこの中に入っていますという形でお示しをさせ

ていただいていますので、それは事例を見ながら、ご説明をさせていただいたほうがよりわかりやすいのではないかととらえておまして、あくまでも、この表につきましては、施行者として、この分類項目に当たって、今の段階においては、施行者として、この分類のこの項目に入れさせていただいている。これに入れたものは何なのかというのにつきましての詳細は、今後、各意見書の中でご説明をして、これは換地設計以外のものです、換地設計に関するものですよというような個別の説明をしながら審議をいただいて、意見をいただくという形でございますので、今ここでこれがどうの云々と言われても、なかなか事例を実は申し上げにくいわけでございます。それについては、実際に意見書を出されている方達の判断をいただければ、ご理解いただけるものと理解していますので、ぜひその点はご理解をいただきたいと思います。

**○会 長（高本正彦君）** ちょっといいですか、私から質問というか、ちょっと申しわけないんですけども、現時点というのは、要は換地を一応発表して、施行者の案として発表して、それに対して意見書なり、そういうものが権利者から出てきたよと、提出してもらったよという段階という理解でいいんですか。それで、その意見書に対して、これからどう対応していくかという段階という認識でよろしいんですね。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 会長、都市整備部長です。今、会長が言われましたように、3月25日までに出された意見書について、審議会の席でも申し上げているように、詳細については分類をさせていただいて、審議会にお示しをします。神屋敷委員が言われている内容は理解いたしておまして、今のこの説明のこの表の中でそれをというのについては、後ほど、この表の詳細については、ご説明してまいりますので、現段階において、この表につきましては、あくまでも施行者が、意見書を出されたものについて、施行者の判断で分類をして、設計以外のものと、関するもの、それと両方の掲載をされていますよという分類の中の仕分けでございますので、その点はぜひご理解ください。

**○会 長（高本正彦君）** はい、どうぞ、神屋敷委員。

**○委 員（神屋敷和子君）** 4番、神屋敷です。今、説明聞いてわかりましたけれども、今度、一人一人の意見書を全部書き写して下さっているわけですけども、それでこちらに、これは何とりましたよと、この換地に関さないものの「私道」のことで、換地に関するこういうことですよというふうに、分けて番号が入っているんですけども、それを審議委員で確認するという作業があるということがわかりました。それで、その後それでは、まとめた、1次ときのこういう表が出てきて、それからこういう円グラフとか、こういう帯がある、表というんですか、そういうのが再度出てくるという認識でよろしいんですね。というのは、換地設計に関する意見の中に「その他」に、換地設計に関する意見のところなのに、計算書を示してほしいとか、認められないよとか、いろんな、私のとり方と市のとり方が違うのかもしれないんですけども、清算金がわからないから判断できないよとか、そういうようなもの、これは反対意見じゃないかなと思うようなものとか、すごくそういうものがたくさんありましたので、最終的には整理されて、こういう細かい分類表になって、それからトータル的なものが出てくるという認識でよろしいんですね。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 会長、都市整備部長です。

**○会 長（高本正彦君）** はい、都市整備部長。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 先ほどから申し上げているように、現段階においては、施行者の判断として、意見書の分類について、しているわけでございます。それについて先ほどからご説明したように、神屋敷委員の言われるように、審議委員の意見を聞くわけでございます。ですから本来、Aという分類が正しいのか、Bという分類が正しいのかというような形の意見交換になろうかと思えます。本来では、BではなくてAではないですかという形であれば、Aという形になりますので、最終集計表というのがその時点、最終のすべての意見書を見た段階で集計値は変わってくる。ただ、あくまでも施行者は、これは換地設計以外の意見ですよとらえたら、それが審議委員の皆様の方では、これは換地に関する意見だというような形の意見が出てくるかもしれない。それは全文を見ていただいて、その内容をご判断いただければ、より明確に区分できるのかなと思います。あくまでも現段階においては、施行者で判断しておりますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 8番、島谷です。先ほどの神屋敷委員が示された表です、あれは第1次案のときのものですが、非常に細かく、そして同じ反対意見の中でも、その反対意見の内容が細かく何件、何件と記されている。これは、そういうものを判断するための表としてつくられて、施行者のほうで出されているわけですよ。だから、こういう表が出てくれば、当然、今、阿部部長のお話のように、施行者のほうで判断した判断の区分でこういうことが出てきているわけですね。ですからこの表を説明するときに、今の神屋敷委員の示された表、あれ、当然私もいただきましたが、そういうものがあると、さらにこれがわかりやすい。それをこれから阿部部長の話によれば、個別の問題になってきたときに、意見書の全文が出ておりますので、その意見書全文の中で判断しながらやっていくということですが、そのときに、前のようなそういう詳しく分類したものを個別で審議会でやるときには、まとめて出してくださるんですか。今の第1次案のときのような。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長です。

○会 長（高本正彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 当然、今後、意見書の細分については、すべて資料提供してまいりますので、今言われるような資料提供のありようなのか、さらに工夫をして、よりわかりやすい資料ということもある。ですから、当然、申し上げているように、今回のケースというのが、2次案に対する全文をまず掲載をさせていただいていますので、それに対して、施行者として分類をこういうふうに分けましたよ、その分類は換地設計以外のものがこういう分類にあります、換地設計に関するものはこういうふうに分類してありますよと、すべて細分で分かれるように、できるだけ。ですから、より、これはこれに当たるのか、どれに当たるとかではなくて、この表の中のこういう分類のあり方でしてきましたよという形をきちっと載せて行ってまいりますので、その時点において、今言われますように、こういう資料が欲しいという話になれば、当然、対応はしてまいります。

ただ、今現在、まだそういう諸般の内容について踏み込んでませんので、あくまでもこういうグラフ、今、冒頭言われましたように、本来、そのような形のご説明をきちっとすべきなのかという点は、また反省の一つかなとは思いますが、決して、できるだけ資料提供に努めようという姿勢ではおるんですけども、今、言われますような点があったのは、お詫びさせていただきたいと思っております。しかしながら、今回の細分については、さまざまな視点から時間をかけて見ておりますので、これぐらいまでの細分はできておりますので、これに伴った個々の値については、ご理解いただけるような仕組みづくりにはなっていると思っております。

以上でございます。

○会 長（高本正彦君） 私も昔、実際にやっていたときに、一番胸突き八丁というか、1回換地を発表しまして、意見書が出てきて、やっぱりいろんな意見があるわけですから、全部の方の意見を100%反映するなんて、これは絶対無理な話なんです。そうすると、やはり施行者として、それぞれの特色というか、事情とかいったものを踏まえながら、修正するものは修正あるいはよりよくしていく、あるいは地元の方といろいろと話し合いながら、これでどうでしょうかというような作業がこれから始まるんですよ。そういう意味では、大変これから胸突き八丁の施行者としても厳しい件でしょうけれども、なかなかそこらあたり、権利者の方々もいろんな考え方がありますので、一概に横並びというわけにいかないと思うんですよ。そういったご苦勞をこれからはさっさとしたいと思いますので、そういったところの中で、できるだけ審議会としては、地元の方々のご意見がより反映されるようなことをお願いするというようなことになるんだろうと思っておりますけれども、ひとつそういうことで、現時点の状況というのは、そういったところのかなということ、きょうのところはいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。これから施行者のほうに、ぜひ頑張ってくださいというようなことになるのかなと思いますけれども、よろしいでしょうか、それで。脱線しちゃって済みませんね。

それでは次に、議題(2)ということで、「第2次換地設計(案)に対する意見書の処理手順について」、施行者からご説明を行って……。

**○委員(島谷晴朗君)** 議題変えるんですか? ちょっと技術的なことで。ちょっと施行者の。この円グラフの非常に小さなことですが、円グラフにせっかくするんであれば、右のほうに意見提出者312名、換地に関する意見以外のものが35と数字がある、これを同心円で真ん中のところに円をつくりまして、意味わかりますか、よくあるでしょう、あの財政のあれで、よく真ん中、総歳出は幾ら、総収入は幾らと、そういう真ん中のところに円をつくらせて、そこにこの右のこの……。

**○会長(高本正彦君)** 書き込んだほうがわかりやすいと。

**○委員(島谷晴朗君)** そのほうが見やすくっていいじゃないですか。そういう小さなことですが……。

**○会長(高本正彦君)** というご意見ですが、よろしいですか。なかなか円の大きさが難しいかと思えますけれども。

**○委員(島谷晴朗君)** 気がついていただければありがたいです。

**○区画整理事業課長(石川直人君)** 会長、区画整理事業課長です。

それでは次に、資料1でございます。「今後の意見書処理手順」、これがA3版のフロー図でございます。こちらをごらんいただきたいと思えます。今、先ほど来、ご質問の中でも問題によって若干触れた内容も一部あります。一通り私のほうでご説明をさせていただきますので、お聞き取りいただきたいと思えます。

まず、このフロー図につきましては、土地区画整理事業の根幹となります換地設計(案)を施行者と審議会の権能、この役割の中で換地設計(案)の決定に向けた処理手順としてお示ししたものでございます。表の見方でございますけれども、右上の凡例をごらんいただきたいと思えます。まず、表中に赤の実線、そして赤の破線、点線です、この囲みがございまして。この部分が審議会に対応いただく内容ということで、ごらんいただきたいと思えます。また、この青の実線、それから青の破線、点線ですが、この囲みが施行者として対応する内容ということで、ごらんいただきたいと思えます。それと左上の緑の枠組みをごらんください。資料0でもお話し申し上げましたが、平成23年2月18日から3月10日まで、3週間になりますが、第2次換地設計(案)の発表並びに個別説明を開催しております。

次も同じく平成23年2月18日から3月25日まで、36日間、第2次換地設計(案)に対する意見書の受付を行ったものでございます。

次に、左端にございますピンクの色で記載した内容でございます。第1段階、そして第2段階、第3段階、第4段階の部分をごらんいただきたいと思えます。今後はこの第1段階から第4段階に分けました対応を基本にしまして、資料の一番下をごらんいただきたいと思えますけれども、黒の枠組みをごらんいただきたいと思えます。ここにお示ししましたように、第2次換地設計(案)に対する意見書の取り扱いにおいては、土地区画整合法第88条第4項及び同条第6項を準用し、土地区画整理審議会を開催し、審議会の意見をお聞きしながら施行者として換地設計(案)の決定を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、今ご説明いたしました第1段階の、すぐ右側でございます。ここに施行者が「意見書の分類」という部分がございます。黒の表示でございますけれども、ここをごらんください。ここに「施行者が抽出した換地設計以外の意見について説明」と記載がございます。次に、第2段階の下にも「意見書の分類」という項目がございます。同じく第3段階にも「意見書の分類」がございます。そして、この第4段、ちょっと左の下になりますけれども、「個別調整結果の説明」とございまして、これらの各段階での内容の審議につきましては、これまで行ってまいりました第1次換地設計(案)の個別の審議と同様に個人情報等の審議となりますので、施行者として非公開の審議が望ましいと考えている内容でございます。

次に、今ご説明しました第1段階に戻っていただいて、ごらんいただきたいと思えます。したがって、ここにお示しします「意見書の分類」、施行者が抽出した換地設計以外の意見についての説明につきましては、本日の審議会の議題(4)であります「第2次換地設計(案)に対する意見書の取扱方針に基づく意見書の取り扱い」の中で資料をお示し

まして、非公開審議の中で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、資料の右上でございます、赤の破線の枠組みでございますが、ここまでで第26回審議会第1段階の部分でございます。ここに戻ってごらんいただきたいと思っております。具体的には、本日の審議会では、まずご用意しております資料2になりますけれども、「第2次換地設計（案）に対する意見書取扱方針」のご説明をいたしまして、先ほど、資料0でも申し上げましたけれども、312名からの意見書について、施行者が抜粋、要約した換地設計に関する意見書以外の意見と換地設計に関する意見について、その分類した内容に関しまして、分類方法や抽出結果について、審議会にご説明をいたします。

その次に、右側の破線、点線の枠組みになりますけれども、ここで施行者が抽出した換地設計以外の意見に関しましては、審議の対象から除外することについて、審議会にご説明し、ご確認をいただきたいと思っております。この説明を経まして、その下にあります赤の実線の囲みでございますけれども、審議・検討の対象とする意見が明確になってまいります。ここで分類、抽出されました審議・検討の対象とする意見が基本的にその下の赤の破線の枠組みになりますけれども、第2段階における審議会に審議の対象として上がってくる意見ということになります。この意見の中、つまり換地設計に関する意見になりますけれども、この中の意見においても、施行者として審議の対象とするのは難しい、あるいはまた審議の対象としないと判断できるケースのものが出てまいります。

例えば、換地設計（案）に関する意見でございますけれども、先ほど言いました従前地、これは今の土地です、これが角地ではない、いわゆる普通地なんですけれども、東南の角地を要望する意見ですとか、従前地、今の土地の土地利用状況に照らして意見内容が著しく乖離しているとか、そういった意見につきましては、審議・検討の対象としないものとして、施行者として判断するものでございます。ただ、その際に、内容によっては、適宜必要に応じて、第何回の図面等を活用しながら、審議会において検討の対象とするか否やを審議をいただくものでございます。

この段階での作業によりまして、「検討対象外の意見書」として、抽出されたものにつきましては、この右側に黒の実線でお示ししておりますけれども、この矢印の流れに沿った形で不採択の通知を最終的に送付するということとなります。

次に、その下でございます。第3段階での作業になりますけれども、赤の破線の枠組みです、重なっておりますけれども、青の点線の中の青の実線部分、この枠でございます「検討対象の意見書」の部分をごらんください。ここでは、第2段階で抽出しました「検討対象の意見書」の内容を踏まえて、施行者が第2次換地設計（案）の修正案の検討を行います。この段階で、その下にあります、ちょっと紫色になってございますけれども、この枠組みでございます、左側の実線の枠組みが「修正対象の意見書」、そして右側の破線、紫色の点線が「修正対象外の意見書」として分類をしております。ここでの分類につきましては、ただいまご説明しました、施行者が第2次換地設計（案）の修正案を検討しながら、個々の権利者との個別調整も行い、この調査結果を踏まえて判断した中で「第2次換地設計（案）の修正案」として作成をいたします。この作成しました修正案でございますが、この左側に赤の実線の枠組みがございますけれども、審議会にご説明し、ご意見をお聞きするというものでございます。

続きまして、その下、左側になりますけれども、第4段階では、第3段階での審議会の意見を踏まえますとともに、改めて行います修正や個別説明の結果を反映いたしました第2次換地設計（案）の修正案のご説明を改めて審議会に行い、ご意見をお聞きします。その後、施行者として、最終的に「採択すべき意見」を決定しまして、修正後の換地設計図書とあわせて、意見書の採択についての通知を送付するというので、あわせて「採択すべきでない意見」については、不採択の通知を権利者に送付いたします。

また、フローの一番下に中央にございます青の枠でございますけれども、修正の影響による変更対象となる権利者の方に対しまして、換地設計図書を同じく送付しまして、修正案に対して意見書を提出できることができるとしておるものでございます。

以上、雑駁ではございますが、「今後の意見書処理手順」についてのご説明とさせていただきます。

○会 長（高本正彦君） はい、ご苦労さまでした。ご質問等ございますか。

どうぞ、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） この手順の流れなんですけれども、これも非常にわかりにくいんですよね。それで、流れが幾つか並行して同じものが出てきちゃっているんじゃないかと思うんです。これはちょっと私のとらえ方なんですけれども、上から3段目の「第2次換地設計（案）に対する意見書の整理」とありまして、それが右側にある第26回審議会ときょうのを通らないで第2段階に行くものってあるんですか。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） ちょっと私の説明がへたなのかもしれませんが、今、上から順に説明していく中で、今、神屋敷委員のおっしゃる「第2次換地設計（案）に対する意見書の整理」というのは、これまで施行者が整理を分類を行って、今取りまとめている資料でございます。既にこの審議会を開催する前に委員の皆様には、既に関覧をいただいている内容でございます。個々の意見書も、先ほど部長からも説明がありましたけれども、全文を記載して「その他」から抜粋をして、要約して、意見書の分類をしたものという調書を既にごらんいただいていると。まさにこの資料作成までが、この「意見書の整理」でございます。これを踏まえて、きょう、この右側にあります第26回審議会ということで、今、この枠組みの中身についてご説明を申し上げているところで、この内容が説明した後に、まさに今、神屋敷委員がおっしゃるように、第2段階に入っていく。この第1段階では、今ご説明しましたように、基本的には換地設計以外の意見と、それから換地設計に関する意見と、これの分類したものの中で審議対象とする意見を第2段階において、ご説明し、審議いただくという流れになります。

以上です。

○会 長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） だから、水色の第2次換地設計（案）に対する意見書の整理で、直、第2段階に行くということはないんじゃないですか。これは、だから横の第26回審議会の点線の赤が下に来なければいけないじゃないかと思うんです。だから、水色の第2次換地設計（案）に対する意見書の整理、直、下に来ている線は要らないんじゃない。私はこの流れはいい悪いと言っているんじゃないんです。ただ、市の説明からいくと、第2次設計（案）に対する意見書の整理から右に行っている線がまっすぐ下に来る線なんじゃないかと思うんです。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 都市整備部長です。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 今言われているのは、縦に流れていくものというのは、第1次換地設計の意見書の整理はまず終わりますよと、終わった場合で、意見書の審議に対象とする意見の検討の適宜を決めますよと。最終的には、第2次換地設計（案）の修正案の説明をしていくんですよと。一般的な流れは縦のライン。しかしながら、審議会があるわけですから、各審議会でも、第1段階から第1段階で全部分類終わったものについて、第2段階の、この間については、第1段階で審議をしますよというご説明をこれ、加えている。だから今言われるように、一般的には右がなくても、左がなくても、どちらでも説明がつくんですよ。ただ、流れとして、第1段階的な話の中とか、第1、第2、第3、第4とかではなくて、換地の設計というのは、まず意見書が出ました、この整理をします、次は検討の適宜を決めます、それについて修正案を説明いたしますよといっても、おわかりいただけないわけですね。ですから、実際に、じゃあどういいう内容をやるんですかというのが右側の欄なんです。赤い破線でくくっているものです。

今、神屋敷委員が言われるように、第26回の当審議会でも、その取り扱いについて、次の資料2では、これを言葉であわらしているだけなんです。余計、言葉で聞いたらわかりにくいわけ。ですから、こういう流れのものをご説明するわけです。で、第1段階で意見書の分類をまずしましたよと、先ほど表に分けたように、換地設計以外のものと換地設計に関するものと、まず分けましたよと。分けて、換地設計以外の意見ですよという形で意見をお聞きをした後に決定さ

れたものについては、黒の実線で右の下へ来ますよと。つまり、100 の意見があったものについて、換地設計以外のものが 50 仮にあったとして、審議会の意見を聞いて、50 は換地設計以外の意見ですねというご理解をいただければ、50 が換地設計に関する意見なんで、50 について第 2 段階に行きますよというご説明なんです。第 2 段階において、なおかつ、その詳細な説明をしますと、これ、換地の中でもなかなか難しいよねという意見が出てくるかどうかは別として、意見精査をして、50 のものが今度は 25 になる、25 になったものは、第 3 段階へ行く。第 3 段階にも同じような意見修正を加えて、最終的に、権利者のほうにご報告、通知をするのが何件ですよというプロセスで決めていく流れを今ご説明をさせていただいているんです。

ですから、いきなり 1 から 2 へ行くとか、2 から 3 へ行く、3 から 4 へ行くわけではございません。当然、第 1 段階、第 2 段階、それぞれの段階において、すべての意見書についてお目を通していただくわけでございますから、312 人の方から意見が出ているわけでございますので、その意見書の内容を精査をして、その中で常に 312 件、先ほど言われるように、約九百幾つの意見があるわけですから、常に九百幾つの意見を審議会で諮っていくわけではなくて、九百幾つをだんだん縮めていって、最終的に修正をして換地を決めていくというプロセスの流れを第 1 段階から第 4 段階まで分けて、ご説明しているフローなんです。ですから、神屋敷委員が心配されるように、いきなり第 2 になるということではございませんので、説明の資料としましても、スペース的なものもございませけれども、A3 の中で入れると、こういう流れになりますよという、ご理解いただければ。これについては、先ほども申し上げているように、実践例を挙げて、このフローに突合させて、説明をしてみますので、その流れの中でまた疑問点があれば、ご質問いただければ幸いです。

**○会 長（高本正彦君）** 神屋敷委員。

**○委 員（神屋敷和子君）** 4 番、神屋敷です。今いろいろ説明してくださったんですけども、換地設計以外の意見というので、もう不採択、これはちょっと私、後で意見を言おうと思ったんですけども、それはもう一番右側のラインに書かれているわけですよ。ですから、この第 2 次換地設計（案）に対する意見書の処理からまっすぐ下に来ている線というのは、必要ないんじゃないかと思うんですね。これがあると、一段階を通り抜けていってしまったり、第 3 段階を通り抜けていってしまうものができてしまうんじゃないでしょうかということ。

**○会 長（高本正彦君）** はい、どうぞ。

**○会長代理（黒木中君）** 1 番、黒木です。私はこの図でいいと思うんですけど、というのは、今、第 2 次換地設計（案）に対する意見書の整理からまっすぐ下においてきている線が要らないんじゃないかという神屋敷委員のご意見ですよ。審議会の権能は、この件に関しては、意見を述べることなので、あくまでも進めていかれるのは、施行者側なので、この図でいいんだと思います。同意を得なければならない事項というのはまた今回やっているのは違うことなので。フロー図としては、これで十分だと思います。

以上です。

**○委 員（神屋敷和子君）** 違うでしょ。

**○会 長（高本正彦君）** どうぞ、神屋敷委員。

**○委 員（神屋敷和子君）** それは違うと思いますね。きょうの第 1 段階のこの話を聞いたり、意見書取扱方針の説明とかいうものを経過しないで行ってしまう意見書というのはないんだと思うんですね。だから、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階、第 4 段階が縦に来ないといけないんで、第 1 段階を抜いちゃっていい、私たちの意見が言えるもの、言えないものというのはまた別問題で、特に 1 段階の中で全員の意見書を見て、それぞれこういう分類でいいかどうかを確認していくという作業があるわけで、そういうものをなしにして第 2 段階に行ってしまうものがあっていいんでしょうか。

**○会 長（高本正彦君）** どうぞ、武政委員。

**○委 員（武政健太郎君）** このフローはね、ちゃんとそれをあらわしているんだと思うんですよ。ちゃんとそれをあらわして、何も検討しないとかということじゃないでしょ？

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長です。

○会 長（高本正彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 先ほど、事業課長が説明していますように、換地設計の意見が出ましたよと、これをまず意見書九百幾つの意見があつて、どれからやったらいいのかという形になるわけですから、まず分類をしましょうと。分類をしたときに、先ほどから申し上げているように、換地設計以外のものと換地設計に関するものに分類しましたと言っているわけですね。分類した内容を見ていただいて、まずそこから審議ですから。審議をいただいて、こういう分類でよろしいですかと、よろしいですと意見をいただいたら、その整理が終わるわけですよ。いいですよと言われた意見は、換地設計以外の意見ですから、そのまま右のラインを通って不採択になりますよと。残ったというと語弊がありますけれども、換地設計の審議の対象となるものについて、900 のうち半分が換地設計のものだという形に仮になったとしたら、それを第2段階で審議しましょうと言っているわけ。その審議を第2段階で行ったときに、また私どものほうでその内容をご説明いたしますので、その説明を聞いて、それならば換地設計に直接の影響はないですねというふうな判断の意見が出れば、その部分は第2段階から対応していきますよと。次に残ったものをまた第3段階でご意見を聞いて、これこれこうですよと、それではわかりにくい、修正案を出してくださいと出てまいりますので、先ほどの青いかぎ括弧で書いてある破線の部分というのは、私どもが検討する結果。その検討結果に対しても意見をいただきますので、こういう検討をしたと、それはあくまでも私ども施行者と審議会で検討したものなんですね。それは意見を出された当事者の方については、それでいいかどうかとまた意見を聞かないと、また当事者との意見の乖離が発生します。そういう手続をこの青い枠組みの中でやりやながら、第3段階の中でそれは大変難しい意見ですねという形になったものが除外をしていきますよと。最終的に残ったものが第4段階になって、採択、不採択という決定をしていくという流れですので、神屋敷委員がご心配されているような点は決してございませんので。

○会 長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。阿部部長さんがおっしゃっていることはすごくよくわかります。ただ、区画整理事業自体がものすごく住民、地権者にとって難しいものなんですね。このフロー図、手順というのは、住民や権利者が手に取っていくものだと思うんです。そのときに、いかにわかりやすく書くかというのが大事なんだと思うんです。だから、これを見て、皆さんがちゃんと住民や地権者に説明できるんならいいんですけども、私はとてもできないですね。できますか？ 例えば、いいですか、石川課長さんがおっしゃった黒の部分というのは、施行者がやることだとおっしゃいましたけれども、青い部分も施行者なんですよ。施行者の部分が幾つかに分かれて出てきちゃっている。それで、皆さんご承知のとおり、訂正文ということで資料2というのが渡されたときに、たしか第1、第2、第3、第4って訂正文が分かれたのは、この第1段階、第2段階、第3段階、第4段階に対応するように変えましたよということと訂正文が出たんだと思うんですね。でしたら、その流れがきちっとこのところのところに、この黒のところ、大体同じようなことなのかもしれないけれども、書いてあるようなんですけども、市は何をしようとしているかというのを一生懸命、阿部部長さんが説明しても、それが権利者や住民の方に一目瞭然でわかるようなものになってないと、意味がないんですね。

審議会委員としての資料というのが、これが一番縦覧に、あそこに見に行ったりすることができる資料なわけで、これが皆さんにわかるものでなければいけないんです。今、市がなさろうとしていることはわかります。だけど、どう見ても、まっすぐ下に来ている、1段階を抜かして2に行っちゃう、3段階を抜かして4に行くというものがあるのか。あるのであれば、このまっすぐの線はあれですけども、この黒いまっすぐの線というのは、一番左側にある1段階、2段階、3段階、4段階の赤のそれでいいんじゃないですか？ 赤の。大体そんなようなことを言っているわけですよ。このまっすぐおりてきている線というのは、何か意味があるのかどうか。おわかりになりますか？

○会 長（高本正彦君） 事業者、いいですか、どなたか。

○委 員（武政健太郎君） 何がわからないかわからない。

○委員（中野恒雄君） 飛ばされるっていうことでしょうか？

○委員（神屋敷和子君） 飛ばされないっていうのはわかっているんです。だから、だとしたら、この線は要りますかっていうこと。不要なものは要らないでしょう。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 要る、要らないではなくて、これ、流れの中でできるだけ、そういう本来の流れとして、こういう流れが1つありますよと。確かに赤い部分が第1段階、第2段階、第3段階、第4段階、説明書きを抜かしちゃったら、今、神屋敷委員が言うとおりの、この実線も要らないんですよ。ですから、それだと、何でこうなるんですかというご質問に今度は転化するわけですよ。

○委員（神屋敷和子君） 1段階、2段階、3段階、4段階ってまっすぐ書いて……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） ですから、そういう区画整理のフローの流れについてお示しをして、よりわかりやすく説明する。それを今言われるようなお話の中で、本来でいけば、じゃあ右を外す、左を外すというような形の議論になってしまうわけ。そうじゃなくて。

○委員（神屋敷和子君） いえ、そうじゃないんです。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 通常は、1段階、2段階は何をやるわけですかって話になるわけですから、それをわかりやすく実線で結んでいるだけです。ですから、第1段階、第2段階って、この実線を抜いても、それは構わないんですよ、表現としてですよ。表現ですから、この線があるうがなかるうが、こういうフローの流れがわかれば、それはわかりやすい表現にはなるとは思いますけれども、でも。ですからこれがないほうが今言われている意見というのがわかりやすいというご意見だというふうに思っています。施行者としては、こちらのほうがよりわかりやすい資料だという形で思ったので、これを入れてるわけです。

○委員（神屋敷和子君） これが一番左にある、赤の流れ……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） ですから、赤を取って示したほうがわかりやすい。素直に、先ほど石川課長が言ったように、第1段階から第4段階までこういう流れで行きますよと。本来であれば、青い枠の第2次換地設計（案）に対する意見書の整理から始まって、赤い審議会の中の枠組みの流れ、本来の流れと審議会をお願いしていく流れをよりわかりやすく赤の破線にしたと。それを結んでいるだけでございます。

○会長（高本正彦君） いいですか、神屋敷さん、大変申しわけないんですけども、発言中。大分時間をかけて、このフローの議論をしているんですけども、読み方、見方というのは、いろいろあると思いますけれども、素直に読めば、ずっと流れていくというご理解をこの段階で一まずしていただいて、もしその中でも細かいところでお聞きになりたいことがあれば、大変申しわけないんですが、時間の関係もございまして、後ほどなり、市のほうにしつこく対応していただいて結構だと思います。

ということで、議事を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員（島谷晴朗君） 8番、島谷ですけれども、ちょっと確認。

今の阿部部長の話、よくわかります。おそらく施行者、神屋敷さんが先ほど話された第1段階、第3段階を抜かすような、この黒い線はなくてもいいんですよ、ほんとうはね。なくてもいいんですけども、わかりやすいということ……。

○委員（神屋敷和子君） そうですよ。わかりやすいでなく、間違いでしょう。

○委員（島谷晴朗君） それでいいんですよ。

○会長（高本正彦君） だから、事業をね、…されて進んでいくわけですから……。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。会長。

○会長（高本正彦君） それを表にすると こういう表になりますよという……、はい、どうぞ。

○区画整理事業課長（石川直人君） 先ほど、私がお説明してわかりにくいかもしれませんが、私は黒いのが施行者じゃないです。青く囲ったものが基本的に施行者の役割です。で、赤の破線と赤の実線が審議会での内容ということ

で、基本的に挙げさせていただきます。今、できるだけわかりやすい資料を提供ということで、これまでもお話をいただいているわけですが、今回、このフローを作成するに当たって、A3版という規格そのものの限度がありまして、今もっとわかりやすくいえば、第1段階をこの左側の上、グリーンからずっと直線的にすればわかりやすいんだと思うんです。黒の実線というのは、これは施行者だけでもないですし、審議会だけでもないんです。これは共通する事項です。それぞれ審議会の2段階では、同じ共通認識で、これは動いていくという形でお考えをいただければよろしいかなということでございます。

以上です。

**○会 長（高本正彦君）** 吉永さん。

**○委 員（吉永功君）** 確認なんですけど、この表でわかりにくいというようなことでご意見が出ているわけですが、いわゆる最終的に、採択、それから修正と、それから不採択ということになるわけですが、一番問題は、意見を出した方の不採択になるものについて、審議会で知らないうちにまっすぐおいてくるということはありません。必ずこの一つ一つ説明をして、確かにそうだという確認を審議会ができるわけですね。しないで下へまっすぐおいてくるということはないわけですね。そこを確認をしたいと思います。

**○会 長（高本正彦君）** どうぞ。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 今ご指摘をいただいている、ですから第1段階からそれぞれ意見の内容について精査をさせていただいて、ご理解をいただいて、そういう不採択の流れのプロセスになるものと、採択の流れのプロセスになるものと分けていくということでございますので、決して審議会の意見を聞かずに不採択にするということはありません。

**○委 員（小宮國暉君）** 会長。

**○会 長（高本正彦君）** はい、どうぞ。

**○委 員（小宮國暉君）** 7番、小宮です。今までのご意見をいろいろお聞きした中で、私も整理という意味で意見を言わせていただきますけれども、この右上の第1段階という枠組みの中は、まさしく本日の審議会の……。きょうからと言ってもいいんですけれども、きょうから始まる審議会の議案であるところをえまして、その中の意見書の分類というところで二股に分かれる。これは内容的なものは、先ほど説明したとおり。それで換地設計以外の意見というのは、本審議会のいわゆる検討事項、審議の対象とならないということも、これは決まりというか、さかのぼって審議会でするのは、あまりにも膨大な資料とか、あるいは審議会の役割、権能にかかわることなのでということで理解ができる。

それで換地設計以外の意見のところ、先ほど神屋敷委員が言われたように、疑問に思ったのは、これがまっすぐ下に来て、不採択通知の発送というところへ矢印が行っていることなんです。これは審議会として、この換地設計以外の意見を不採択にしたわけではないんですね。審議会の権能がないだけであって、個々の権利者または市民としては、言う意見があるわけなんです。審議会の場合としての換地設計以外の意見は取り上げなかったというわけじゃないんですね。取り上げられなかったということは、事実そうなんですけれども、個々の地権者になってみれば、この中でも言いたいこともあるんじゃないかと思うんですね。

ですから、ここのところは、まっすぐ不採択の通知の発送といきますと、全部それじゃあ施行者側が否定したのかと。この換地設計以外の意見の意見に対して。もちろん事業の反対というのは、これはもう否定せざるを得ないことでしょう、事業を進めているんだから。これはわかります。だからまっすぐ来るという、不採択の通知の発送じゃなくて、この意見を出された人に対して、施行者側として、これこれこうでしかじかで、このご意見は今、採用と考えていないとか、不採用になりますよと、不採択になりますよと、採用し切れませんということをこの意見を出された方に出されたらいかかと思うんですね。不採択か、採択かは我々ではわかりません。審議の対象になりませんから。そういう意味ですね。だからそこだけちょっと疑問はあったことですね。

**○会 長（高本正彦君）** 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 都市整備部長です。前々から申し上げていますように、換地の決定に向けて、意見書を出されて、意見書については審議会の意見を聞いてという形で、最終判断は審議会がするわけでございませぬので、当然、施行者として、その通知については、これこれこうですよという内容について。ただ、先ほどから申し上げているように、各段階ごとにおいて、必ず審議会の意見を聞いていますので、意見をお聞きしてというふうな形の文章になるのか、これはこうですよという文章になるのかを含め、きちんとした対応を図っていきたいと思いますけれども、当然、採択を最終的に意見を聞いて、判断をするのは施行者でございませぬので、採択・不採択の通知の取り扱い等、処理についても当然、施行者の責任において対応してまいりますので、審議会に諮ったとか、諮らないではなくて、意見を場面としては見てるよという程度で、それは構わないと思っております。

○会 長（高本正彦君） よろしいでしょうか。審議会の意見を聞いて、施行者が発信すると。そういう形で事業を進めていくことになって、法令上もそうなっていますので、そのことは間違いなく、そういう処理をしていただくということで、この議題につきましては、ここあたりで一度とめたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委 員（神屋敷和子君） 会長さん、すいません。

○会 長（高本正彦君） 何でしょうか。先ほどから同じことを蒸し返されている気がしますんで。

○委 員（神屋敷和子君） 蒸し返してはいないですよ。

○会 長（高本正彦君） 簡単をお願いします。

○委 員（神屋敷和子君） 資料なんかもきちんとしてないと、住民や地権者がわからないと思うんですね。住民や地権者が見たときに、わからないじゃないですか。

○会 長（高本正彦君） 何を？

○委 員（神屋敷和子君） こういう資料を。だから、先ほど……よろしいですか。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷さん。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。石川課長さんが言った、黒の部分というのは、赤い1段階、2段階、3段階、4段階の横に書いてある黒の部分のところを施行者がと言ったんですけれども、こういうのも赤とブルーのラインの中に入るんだらば、そういう書き方にしないと、いろんなものが来てしまっている。それで縦の線の私はこれがこのまま直近で第1段階抜かして第2段階、第3抜かして第4があるっていうのは、逆に市にとって、市の言っていることと違う一つの流れができてしまうんじゃないかなと思って説明をしているんです。だから、阿部課長さんが一生懸命説明してくださっているのとは反してしまう動きが出てきてしまう。ただ、大きな流れとしては一番左の赤いところの第1、第2、第3、第4ですよということ。

○会 長（高本正彦君） 何かおかしいですか？

○委 員（神屋敷和子君） なくていいということですが。

○会 長（高本正彦君） そう、なくてもいいっていうこと。あっちゃだめなんですか。

○委 員（神屋敷和子君） まっすぐのが。どうですかね、皆さん。市の阿部部長さんの説明によると、ないんですよ。

○会 長（高本正彦君） 第1段階、第2段階と、これはある意味においては、俯瞰的な部分が入っている可能性もあるんですね。流れとしては、これがなくても読めるということは確かだよな。

ということで、審議会としては、第1段階、第2段階、第3段階とせつかく入れていただいた一番左側の矢印を消していただきたいということでもいいんですか。そうじゃないの？

○委 員（中野恒雄君） 第3が引っ掛かってないからね。

○委 員（神屋敷和子君） そうそう。3が引っ掛からなくなっちゃうんです。

○委 員（島谷晴朗君） これ、全部つながってはいるんだけど……。

○委 員（神屋敷和子君） つながってて、本当につながっているの。

- 委員（島谷晴朗君） これはね、市のほうがわかりやすいと思って……。
- 会長（高本正彦君） いや、皆さんが議論しているところ、私自身理解できなくて申しわけないんですけども、この線がおかしいって言ってるんですか。
- 委員（中野恒雄君） これ、3に引っ掛かってないんで。3を素通りしちゃってますね。そういう意味です。
- 会長（高本正彦君） ああ、3を引っ掛ければいいじゃない。
- 委員（神屋敷和子君） 会長さん、引っ掛かっているのはあるんですよ。そっち側に行ってるのが、右に。だからそれがあるからいいんですよ。だから縦は要らない。同じことですよ。じゃないかと思うんですけども。
- 会長（高本正彦君） わかりました。これは時間をもったいないんで……。
- この話は施行者のほうで受けとめていると思いますんで、修正すべきものは修正していただきたいと思います。それで、もしあれだったら、神屋敷さんのほうも、こういうことということで具体的に、後ほど、施行者にお伝えいただければよろしいかと思いますので。
- 先に進みたいと思います。
- 委員（神屋敷和子君） ちょっと待って、資料1は終わりなんですか。
- 会長（高本正彦君） このペーパーについては……。よろしいでしょうか。次に進みたいんですが。
- 神屋敷さん、何でしょうか。
- 委員（神屋敷和子君） この手順のところは、資料2のところ、また説明していくわけですね。資料2で詳しくなる。
- 資料1と資料2を重ねて質問することができますね？ 一緒ですもんね。
- 会長（高本正彦君） 資料2の説明を聞いて、それからそれに関連する意見ということで進めたいと思います。
- まず、説明をお願いします。
- 区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。
- 会長（高本正彦君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） それでは続きまして、資料2の「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会における第2次換地設計（案）に対する意見書取扱方針（案）について」のご説明を申し上げます。
- この換地設計（案）の決定に向けました第2次換地設計（案）に対する意見書の取り扱いに当たりましては、この取扱方針に基づきまして対応をしていくものでございますが、この取扱方針につきましては、今、議論がございました、この資料1でお示ししたフロー図を踏まえまして、意見書の処理に当たっての基本的な考え方について明文化したものです。文書化したものです。ですから、先ほど来、少し出ていましたけれども、内容的にはフロー図とリンクした形になっているということで、本日、この資料2のご説明を行いまして、審議会のご意見をお聞きし、施行者としてこの取扱方針については決定してまいりたいという考えであります。
- また、これも先ほど資料1のほうで、フロー図も参考にしながらごらんいただきたいと思いますが、この取扱方針の第1から第4まででございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、方針につきましては、資料1のフロー図にお示ししました第1段階の対応から第4段階の対応と連動した形になっております。このことを先にご確認をいただいて、説明をお聞きいただきたいと思います。
- それでは第1でございます。「換地設計以外の意見」についてでございますけれども、「換地設計以外の意見」につきましては、原則として審議会の審議・検討の対象から除外するとしたものでございます。これは先ほどの資料0の「意見書の分類結果」のご説明の中の分類項目の中でも申し上げましたけれども、事業の施行全般に関する意見ですとか、評価あるいは移転の工事などに関する意見につきましては、換地設計に直接関係しない意見であるために対象外とするものでございます。
- 次に、第2でございます。「審議・検討の対象とする意見」についてでございますけれども、「審議・検討の対象とす

る意見」とは、原則として換地設計に関する意見のうち、当該権利者の換地の「位置・形状・接道方向」とすると。ただし、意見書の記載表現が換地設計以外の意見に該当する場合において、その意見の原因が「位置・形状・接道方向」に起因するときは、審議・検討の対象とすることができるとしたものです。これにつきましては、第1で「換地設計以外の意見」を抽出した後の意見書、つまり「換地設計に関する意見」でございますけれども、これは原則として「審議・検討の対象とする意見」として取り扱いを行いますけれども、その中でも、例えば、先ほどもちょっと触れましたけれども、角地でない方が東南の角地を要望するという意見につきましては、他の画地等も比較して優先順位が劣るものということで、検討対象から除外するという取り扱いとしたものでございます。

また、ただし書きの部分でございますけれども、これは例えば意見書の中で、仮に「清算金の支払いは拒否する」という意見の内容があったとします。そういった場合に、ただ、清算金に特化といいますか、限定した、素朴などといいますか単純なものについては、審議・検討の対象としないということで、この清算金に限り、意見が換地の位置あるいは形状に対する意見を理由としている場合については、「審議・検討の対象とする意見」として取り扱うことができると規定したものでございます。

それから次に、第3でございます。「第2次換地設計（案）の修正」についてでございますけれども、換地設計に関する意見による修正を検討した結果については、審議会に意見を聞くものとし、従前地及び周辺画地との比較における影響を踏まえ、第2次換地設計（案）の修正案を作成するとしたものでございます。これにつきましては、意見書の内容も採用しまして、施行者が個別調整等を踏まえて修正した場合に、既に発表しております第2次換地設計（案）と比較衡量いたしまして、関係する権利者の理解が得られないなどの場合には、修正しないものとしますけれども、その際には審議会の意見をお聞きし、判断していくものでございます。

例えばでございますけれども、ある街区、これが12の画地が仮に換地されていた場合に、一つの換地の修正を検討した場合に、その影響が他の画地に著しく及ぶ場合には、修正は行わないというものでございます。例えば一つの換地を修正する場合に、仮に12であれば、そのほか11の画地に影響を及ぼすような場合を想定したものでございます。

次に、第4「審議・検討の対象とした意見書の取扱い」についてでございますけれども、換地設計に関する意見による修正を検討した結果、第2次換地設計（案）の修正案について、権利者との個別調整を踏まえ、意見書の採択または不採択を決定する。なお、第2次換地設計（案）の修正案において、影響を受ける権利者は、当該修正案に対して、意見書を提出することができるものとし、提出された意見書は審議会の意見を聞いて施行者が取り扱いを定めるとしたものでございます。これにつきましては、基本的に、第2次換地設計（案）の修正案の決定につきましては、施行者が個別調整を踏まえた上で行いますことから、その結果をもって採択・不採択に関して施行者が決定するとしたものでございます。

また、欄外の部分につきましては、今回、意見書を提出されていない権利者が他の修正により影響がある場合、事前に個別調整を行いますので、現段階で意見書の提出の有無は判断できませんけれども、修正案により影響を受けた権利者が修正案に対して、意見書を提出できる機会を設けたものでありまして、仮に提出された意見書が審議会の意見を聞いて、施行者が照応の原則に照らし、かつ周辺画地とのバランスを検証した上で、取り扱いを決定することにしたものでございます。

次に、下に青でお示したものが換地設計（案）の修正作業に当たって、技術的な基準の運用について記述したものでございます。内容につきましては、私ども区画整理事業課の事業係長からご説明させていただきますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

**○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）** 会長、区画整理事業課事業係長。

**○会 長（高本正彦君）** どうぞ。

**○区画整理事業課事業係長（山崎信介君）** まず、青の囲みの中の、「その他（換地設計に関する技術的基準の弾力的運用）」の中の「(1)換地変更願による換地の変更」というところでございます。この換地変更願による換地の変更で、そ

の変更の範囲が極めて小範囲で、他の換地に影響を及ぼさない場合は、願い出に基づく換地変更を行うことができるものとする。なお、この場合の換地設計に関する意見書は、不採択として処理する。また、意見書を採択すべきとして、都市整備用地を用いて調整した場合を除き、「換地変更願」に都市整備用地が関連して調整できる場合においても同様とする。

これにつきましては、換地設計の実務的な内容に入ってくるものですが、今後、換地設計を決定した以降、例えば権利者において、相続等が発生した場合に、換地の分割をしてほしいなどのご要望があった場合に、ほかの権利者に影響がない場合は弾力的に変更をかけていってあげたいという取り扱いでございます。いわば、権利者に対する有益性を考慮した取り扱いでございます。これについては、例示で申し上げますと、繰り返しますが、換地の分割または合併、それから権利者間同士において、換地の交換ということが成立できるのであれば、これもあくまでもほかの方への影響が小範囲であるという場合には、こういった取り扱いを弾力的に運用していきたいという考えでございます。

続きまして、「(2)換地設計に用いる比例係数の弾力的運用」というところでございますが、こちらにつきましては、読ませていただきますが、換地設計に用いる比例係数は、当面は平成23年2月に発表した第2次換地設計(案)の値で処理することとし、最終的に清算金の「 $\Sigma$ 徴収額= $\Sigma$ 交付額」となるべき比例係数は、地区すべての工事が概成した後に行う出来高確認測量の成果を得て、法定要件としての縦覧に供すべき換地計画作成時点で審議会に諮ることとする。ただし、換地調整に関連した道路幅員の変更等による路線価計算及び換地調整に伴う画地指数の計算は変更するものとする、ということでございます。

こちらのほうも、換地設計をする上での技術的な取り扱いでございまして、他市においても同様の取り扱いがなされているかと思えます。これは過去に、審議会委員に学習会でも比例率、比例係数というところで、多少なりともご説明をさせていただいているんですが、まず、区画整理における換地設計の方法については、換地設計基準の第7に規定しておりますけれども、比例評価式換地設計法を採用しております。これはいわば従前の総額、それから換地の総額、これがイコールになるということでございます。ただ、換地の仕組みとして、この羽村駅西口地区においては、私道、いわば95条6項の取り扱いになる換地不交付というものがございまして。それから区画整理法の90条の同意による換地不交付、または都市整備用地としての市有地です、こちらのほうが換地不交付という形で減歩緩和があるために換地面積が与えられないわけです。

換地の設計する段階として、まず今、皆様のご所有されている土地が新しい換地の街区に入れ込むわけですが、けれども、そのときには、まず適正に配分して、面積を入れるには、換地不交付をまず除くことであります。それが換地設計上の比例率ということでございまして、これは現在、第2次換地設計(案)を発表した時点でロックするというところでございます。今後、この意見書の内容を踏まえて、修正案を作成していくことになるんですが、当然、換地を一つ動かせば、計算上微差ではありますが、指数が変わってくる。一つの検討案をつくるのに、その都度全体の修正をかけるということは、経済的な合理性からしても望ましくないと考えますので、まず換地設計をする上での一定の配分率というのは、まず今回お示した第2次換地設計(案)の率で固定していくという考え方で。

ただ、例えばですが、修正の度合いにもよりますが、道路の位置を若干ずらすなどして、路線価が変わるケースがございまして。こういった場合は、面積を算定する内容については評価を変えて、当然、再算定していくという考え方でございます。

以上でございます。

**○区画整理事業課長(石川直人君)** 区画整理事業課長です。

**○会 長(高本正彦君)** 事業課長。

**○区画整理事業課長(石川直人君)** すいません、議題の(3)でございますが、関連して資料3がございまして、続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

**○会 長(高本正彦君)** はい、どうぞ。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは、資料3のご説明をさせていただきます。

○委員（神屋敷和子君） 種類が違うんじゃないですか。それは。

○区画整理事業課長（石川直人君） これまでの資料0から、それから資料1、資料2、資料3とすべて関連性があるものでございます。ですからちょっとここでは議題のほうも資料2と資料3ということで1つのくりにさせていただいておりますので、続けてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、「第2次換地設計（案）に対する意見書の整理について」、資料3をごらんください。ここにお示しします内容は、資料0で意見書の分類結果について、ご説明をいたしましたけれども、この結果をまとめるに当たっての過程、要するにプロセスの調書でございます。この調書をもとに、整理、分類、集計したものが資料0の結果でありまして、内容が先ほど申し上げましたように連動してございます。

資料の中の表でまず、中央の表のⅡ、それから一番下の表のⅢでございますが、ここで着色しております緑、そして青、そして黄色、この分類項目、その内容については、先ほど、一番最初にご説明をさせていただいた資料0「意見書の分類結果」の表を関連づけていただきますと、おわかりかと思うんですけれども、着色した部分が資料0の表と同様の内容になっております。それを確認いただければと思います。資料0の換地設計以外の分類、それから換地設計に関する意見の分類、その中で同じグリーン、ブルー、そして黄色と着色しているものが同じ項目、内容になっていることをご確認いただきたい。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。まず、1の「換地設計（案）に対する意見書のデータ化」についてでございますけれども、資料3の一番上の表Iでございます。そちらをごらんいただきながらお聞きください。ここでは第2次換地設計（案）に対する意見書に記載されております内容につきましては、このお示しした資料では、説明用として縮小しておりますけれども、実際の審議会で審議いただく資料はA3版になっております。この資料のIにお示ししますように、左側から「第2次整理番号」と書いてあります。これは意見書の受理番号になっております。それから「氏名」、そして「第2次案街区番号」、そして「町名」、「丁目」、「地番」を明記しております。そして、その右側でございますが、意見書の全文を、意見書の内容について、こちらに転記をしております。なお、その抜粋した部分につきましては、今ごらんいただいております一番右側でございます緑色の部分が、この着色部分に内容が記載されておありまして、連番を付番しまして、箇条書きに記載しているものでございます。なお、抜粋した部分につきましては、意見書の全文中に、赤字によりまして表記してございます。これは資料4、5、6になりまして、きょう公開の席では個人の意見の内容が入ってございますので、今ここでお示しできませんので、ちょっとわかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、審議会委員の皆様には、全員で閲覧をいただいておりますので、おおよそその内容についてはおつかみいただいているかとは思いますが、そういった内容になっております。

次に、2の「換地設計（案）に対する意見書の分類」のところでございます。これにつきましては、まず、1)でございますけれども、表Iにより、データ化し、そして抜粋しました内容を表のⅡ、真ん中の表でございますが、緑色と青色で着色した表になりますけれども、「換地設計に関する意見以外」と、それから表Ⅲになりますけれども、黄色で着色した表になりますが、「換地設計に関する意見」とに分類をしております。

次に、2)でございますけれども、その分類いたしました、それぞれの意見について、まず、表のⅡの「換地設計に関する意見以外」については、大きく2つに分類しております。まず1つが緑色の部分になりますけれども、「換地設計以外の事業施行の全般に関する内容」と、2つ目が青い部分になりますけれども、「換地設計以外の事業の個別手法」と2つに分類しております。

さらにこの2つに分類した「換地設計以外の事業施行の全般に関する内容」と、それから「換地設計以外の事業の個別手法」の中身をさらに分類をしております。まず緑色部分でございますけれども、「換地設計以外の事業施行の全般に関する内容」については、「事業反対」、そして「事業見直し」、「設計の概要の修正」、「用途地域」、「その他」と5項目に分類しています。また青色部分の「換地設計以外の事業の個別手法」についてでございますが、「評価・私道」、それ

から「移転等」、それから「工事・造成」、それから「移転・工事の時期」、「その他」、6項目に分類しております、その中の「評価・私道」と、それから「移転等」につきましては、「評価」、「私道の取り扱い」、「移転」、「補償」とさらに細かく分類をしています。

次に、3)でございますけれども、換地設計（案）に関する内容につきましては、この表のⅢに分類しております。分類の内容につきましては、黄色で着色した部分でございますけれども、左側から「換地設計案全般」に関する事、それから「位置」、「間口・形状」、「宅地の接道」、そして「環境」、「面積」、「清算金」、「その他」と8項目に分類し、「清算金」と「その他」を除きます他の項目につきましては、さらに細分化しております、全16項目に分類しております。なお、この分類は、先ほどの資料1でもご説明いたしましたけれども、この表のⅢで、換地設計（案）に関する意見としてまとめられたものが資料1のフロー図にお示しました第2段階に上がっていきまして、審議・検討の対象とする意見か否やについて審議会のご意見をお聞きし、判断していただくことになるかと思っております。

以上が「第2次換地設計（案）に対する意見書の整理について」のご説明とさせていただきます。

**○会長（高本正彦君）** 説明が終わりました。詳細な説明は、議題の(4)において、権利者の皆様から提出いただいた実際の意見書を用い、詳しく説明があるものと思っておりますので、その時点で聞いていただいたほうが理解が得られるかとも思います。この時点までで、今の説明について何かございますか。

**○委員（神屋敷和子君）** すみません。

**○会長（高本正彦君）** どうぞ、神屋敷委員。

**○委員（神屋敷和子君）** 4番、神屋敷です。資料1と資料2のところに関連しているんですけども、まず資料1の手順ところで、この事業は換地設計（案）が決定した後、事業計画の変更と都市計画の変更があるというご説明を受けたんですけども、それはこの手順のところで行くと、どこに入るんですかね。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 会長。

**○会長（高本正彦君）** はい、どうぞ、整備部長。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 前々からお話をしていますように、あくまでも現段階においては、換地設計を決定させていただいている。換地設計が決定しない段階において、都市計画の話はできませんので、ですから当然、換地設計の方向性が見られる段階になれば、今ご指摘をいただいたように、事業計画の変更あるいは都市計画の変更あるいは用途地域あるいは地区計画、こういうようなものは次の段階に出てまいりますから、あくまでも現段階においては、個人の方々の換地の設計を決めるというのが前提です。それが決まらない段階において、いろいろと地域の云々とか、都市計画の変更あるいは事業変更の手持ち出す考えはございません。

**○委員（神屋敷和子君）** はい。

**○会長（高本正彦君）** どうぞ、神屋敷さん。

**○委員（神屋敷和子君）** 4番、神屋敷ですけれども、資料1の手順の一番最後の流れの不採択通知の発送とか採択通知の送付とかあるんですけども、これはその事業計画の変更とか、都市計画の、もしあるとしたら、その後ということですか？ 前？

**○会長（高本正彦君）** 都市整備部長。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** ただいま申し上げたように、都市計画の変更は、あくまでも換地が決まらないでは変更はできませんので、意見書採択云々、その通知の後に提出する。当然、準備として、準備手続等ははしてまいりますけれども、実際の手続的なものについては、換地が決まっていない段階においてすることはできないと認識しております。

**○委員（神屋敷和子君）** はい、4番の神屋敷です。

**○会長（高本正彦君）** どうぞ、神屋敷委員。

**○委員（神屋敷和子君）** そうすると、換地設計の設計案の決定というのが不採択通知とか採択通知の前に来ること。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 後です。

○委員（神屋敷和子君） 後？ 後？ 書いてないけど、その後にそれが来て、その後に事業計画だったり、都市計画の変更ということで。

○会長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 以前より、この換地設計（案）が決まった段階で都市計画の変更とか事業計画の変更、用途地域の変更とかのほうに入っていくというお話は聞いているので、この審議会の換地設計（案）に対する意見というのが非常に重要になってくるんだと思うんですね。それで、資料0で皆さん、見たとおり「事業反対」が20%、「事業見直し」が10%、「設計の修正」が8%で、そこだけで39%占めている。それで159件もの意見が来ているわけなんです。それでこれ以外にも受け取り拒否があったり、意見書には書かないけれども、今回、地権者等による372名の第2次案反対の署名というのが市長に出されているということがあります。まだそれが増えているということなんですけれども。

あと3月24日時点で、稲荷緑地上の8メートル道路が広過ぎるとか、要らないとかいうのが153名。これは地権者外も入っているので、地権者数が何名だか、ちょっとわからないんですけども、そういう署名が出ている。なおかつ、事業計画の変更や都市計画の変更ということがある。ずっと16年間、その住民や地権者、権利者がこの計画図、道路が余りにも広過ぎて、減歩清算金が多過ぎる。非常にそういうことで賛成できないという意見がたくさん出ているんですね。その中で、換地設計以外の意見を切り捨ててしまうということが非常に問題だなと思うんです。

例えば、あの駅前道路が20メートルも要らないんじゃないかとか、7・5・1は要らないんじゃないかとか、幅が広過ぎるんじゃないかというようなご意見が意見書にたくさん出ているんですけども、そういうのが事業見直しとか、設計の修正のところで、第1段階で不採択という形になっちゃうわけですか？ 不採択になっちゃうということですよ、そういうのも。それは……。

○会長（高本正彦君） 神屋敷さん、申しわけありません、手短にお願いします。

○委員（神屋敷和子君） はい、そういうのはいけないと思うので、第1段階で換地設計以外の意見というのを事業計画の変更、都市計画の変更がある事業ですので、十分審議会で審議検討すべきと私は考えます。

○会長（高本正彦君） ご意見ということでよろしいですか。

○委員（神屋敷和子君） すいません、ちょっと足します。先ほど、高本会長さんが全部の方、100%の意見は受け入れることはできないとおっしゃいましたけれども、確かにこの図面や事業に合意がとれている事業であれば、そういうことはほかの地域でもあることは知っています。それからこの流れもほかのところでは、こういう流れはあるかもしれないけれども、これほどの人たちが反対や修正の意見を出し、なおかつ署名を出し、地権者が350名以上、そういう中でこういう流れでいっていいのかどうかというのは、とことんここで審議していかなければいけない内容だと思うんですけども。ほんとうに住民を苦しめてしまうし、何て言うんですか、まちが破壊されてしまう結果になってしまうということが、この審議会にかかっているということだと私はとらえていますけれども。

以上です。

○会長（高本正彦君） ただいまの神屋敷さんのご意見に対して、施行者側で何かありますか。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長。

○会長（高本正彦君） どうぞ、整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） るご説明をいただいた、そのご意見をいただいて、前々から言われているお話について、当然施行者としても受けとめていますし、そのようなものについてどういうふうに対応していくか。ただ、今、大変審議会の中で権能的な部分もみないで、それを議論して云々という話もありましたけれども、あくまでも現段階において、そういうふうな形の議論をしているわけではございませんので、換地設計に関する意見を取り扱い、そういう形の中で進めていくものでございますので、当然、今、神屋敷委員がご心配いただいているように、その次の段階になれ

ば、事業計画の変更あるいは都市計画の変更、こういうふうな段階において、法的な手続も出てまいります。そういう中で今の述べられているような意見については、私どもも対外的にも意見をいただいておりますので、ここら辺の対応を施行者として対応していかなければならない認識は持っておりますので、ご意見としてお伺いさせていただきたい。

○委員（島谷晴朗君） 8番。

○会長（高本正彦君） 島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 8番、島谷です。資料2、この「意見書取扱方針（案）」、第1「換地設計以外の意見は、審議会の審議・検討の対象から除外する」、これはほんとうに暴論ですね。今までいわゆるこの区画整理審議会の権能として、こういう問題は皆除外して話し合ってきました。しかし、今回の第2次の意見書を読ませていただきますと、先ほど、神屋敷委員のお話のとおり、この図表にあります約40%の方々が反対の意見を表明しております。「反対」、「見直し」、「修正」、そういう意見を書いております。

これはどういうことかといいますと、やはりこの10年近くの間、社会の情勢はどんどん変化してくる。つい最近では、3.11の大震災が、こういうことが起こってきたことによって、財政のことを大変心配しているんです。で、もちろん区画整理審議会では、そういうことは話しません。しませんが、しかし、こういう世の中の変化を権利者の皆さんはひしひしと身にしみて考えている。したがって、この財政難、もちろん羽村市も財政が非常に苦しい。これからこれは国家的にどこの自治体もその苦しいということを実感しながらやっていかななくちゃならない。そういうときに、こういう公共事業をやっていいのかという住民の方々が多くなってきた。

こういう社会情勢の変化に伴って、やはり私たちのこの区画整理審議会、今までの権能のように、そういう話をどこかで十分に意見書をよく読んで、十分に検討して、そしてこの審議会としても、施行者に対して、こういう状況になったときの進め方、行程をもう少し変えたらどうだろうか、あるいは修正したらどうだろうか、白紙撤回まではいかないけれども、一部修正したらどうだろうかというような、この審議会としての意見をやはり施行者に出すぐらいのことをやらないと、住民は納得しない。住民はそういうことをおそらくこの区画整理審議会でも議論しているだろうと思っているんですよ。それが証拠に、例えば議会に対して、住民から陳情書等出します。出しますが、審議会が逆にあるがために、不採択になったり、議長預かりになったりする。これは議会になじまない、審議会があるから審議会にお任せしたらいいじゃないかというようなことで、この区画整理審議会があるがために不採択あるいは議長預かり。そういうような状況があって、権利者の方々、そういうことを知らない。こういうことを我々審議会としても、念頭において、よく議論していかないと、住民の人たちの、ひょっとしたら、おまえたち、一体何してるんだと、子供の使いっ走りのようなことを審議して一体何だと。私は前々から、この区画整理に関しては、木を見て森を見ずという雰囲気が多過ぎると僕は思っています。やはり、木を見るだけでなく、森全体を見て、それに対してやはりときには意見を市に、あるいは施行者に出すぐらいの審議会の見識があって僕はいいだろうと思っています。

今の神屋敷委員の意見に当然賛成しますが、これはやはり第1は暴論になるのではないかなと。そのために第2がありますけれども、これも限定的ですよ。位置・形状・接道に関することであれば、再度考えましょうということなんです。確かに、これは区画整理事業課としても、換地をしていかななくちゃならないという事情はよくわかります。今、阿部部長からも都市計画決定の変更だとか、用途だとか、そういったことは後々になって、当然やらなくちゃならない事業であるということは、お話になりましたけれども、私は審議会として、そういうようなことをこれからも一緒に皆さんとこの10人の審議委員で考えていきたいなと思っています。

以上です。

○会長（高本正彦君） 貴重なご意見だと思います。ほかにございますか。

○委員（神屋敷和子君） はい。

○会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。先ほど言ったんですけれども、事業に合意が全くとれていない、反対

が非常に多い、それで町並みが一変してしまう事業であり、ふるさとが失われてしまうような事業であり、負担が大きくて、その負担が先がどうなるかが見えないという中で、あなたの意見は不採択ですということで、通知を出すこと自体が非常に苦しいというんですか。皆さん、もう意見書を見ると、必死で書いているんですね。必死で書いている中で、こうしたらどうだろう、ああしたらどうだろうという案までいろいろ出したりしている中で、あなたの意見は不採択でしたということはちょっと私は言えない。こういう状況で出せないですね。もちろん出すのは市長さん名ですけども、審議会で審議した結果ということが出るんだと思うんですね。ちょっとほんとうに心苦しいです。

以上です。

○会 長（高本正彦君） 施行者、何かありますか？

○都市整備部長（阿部敏彦君） いや、特にありません。

○会 長（高本正彦君） 審議会そのものは、地元の代表という形で、一応選挙で選ばれた方ですね。その意見というのは、非常に重いものだと思います。ただ、とって、事業そのものを果たして否定できるというか、やめようというようなことを言えるあれがあるかどうかというのは、また勉強不足でわかりませんが、審議会からそういったような話を持ち上げることができるのか、できないのかわかりませんが、仮にできたとしても、まだ、いやいやそうじゃないよという意見もありましょうし、いろいろあると思うんですね。きょう、このことについて、結論なり、方向づけをするのは、ちょっとあまりにも唐突過ぎるし、もっと慎重に……。

では、この件について、議題(4)において、実際の意見書を用いて、詳しく説明を聞くことになっておりますので、その段階で審議のほどをよろしくお願ひしたいということ。

○委 員（島谷晴朗君） きょう、やるんですか、(4)を。

○会 長（高本正彦君） やるんですか？

○区画整理管理課長（細谷文雄君） やります。

○会 長（高本正彦君） やる予定です。

○委 員（神屋敷和子君） まだその前に、資料1、資料2の話が終わってないですよ。まだまだ終わってないんです。質問はよろしいですか。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。第2のところになると、「位置・形状・接道」だけになっているわけなんですけれども、先ほど、私が言いましたけれども、換地に関する意見書以外と換地に関する意見というのがものすごくリンクしていて、難しいわけですよ。例えば、換地には関係ないといっている「工事・造成」のところなんか、今は傾斜じゃないのに、傾斜だということで「造成」のところに入ってしまったけれども、それは「位置」と今度はリンクしてくる。換地設計に関する意見とリンクしてくるわけですよ。それから減歩が多過ぎるのなんか「位置」とも関係して、「移転」の話とも。だから換地設計に関する意見と関しない意見というのが、ものすごく関係が密接にあるので、非常に「位置・形状・接道」だけの、ここの下の換地に関する3つの項目だけにして、あとはしないということではないということなんですよ。これは。そここのところをもう一度お聞きしたいんですけれども。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。

○会 長（高本正彦君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） ただいまの件でございます。先ほど、ご説明をさせていただいておりますとおり、「位置・形状・接道方向」とさせていただいておりますけれども、例えばこの「接道方向」というのは、いろんな要件が包含されております。これは接道方向だけではなくて、地積だとか、利用状況、そういった環境もすべてこの中に包含されておりますので、いわゆる換地設計に関することについては、審議の対象と原則として、しています。ただし部分が今、神屋敷委員のおっしゃるような、それに起因する場合には、見直しの対象とすることができるという規定でございます。まさにこれから具体的な個々の意見、内容をごらんいただいて、審議に入らせていただきますけれども、その

際に、まさに今みたいの部分については触れて、ご発言いただければ、その内容について、どう取り扱うかというのは、議論ができると考えております。

以上です。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、武政委員。

○委 員（武政健太郎君） 武政です。神屋敷さんと島谷さんの意見は毎回、耳にタコができるぐらい……。

○委 員（神屋敷和子君） 同じじゃないですよ。えっ？ どういうことですか？

○委 員（武政健太郎君） 同じ意見です。その話はずっと聞いております。

○委 員（島谷晴朗君） きょう初めて話したのもある。

○委 員（武政健太郎君） 同じ内容ですよ。

○会 長（高本正彦君） 発言は指名された人以外は、ご静粛をお願いします。

○委 員（武政健太郎君） 反対者がいるということで、その意見を聞かないと、そういうことをするなと私が委員になってからずっとおっしゃっていました。それは反対の立場から至極当然だと思います。そういう意見を全部頭ごなしにやはり押さえ込むのはよくないと思います。ただ、やはり、この事業を進めると、進めたいという人がやはりいるわけですよ。我々は審議委員としてここに来ているわけですよ。換地の設計以外の意見について、これはもうほんとうに最初から決められたことじゃないんですか？ 審議の対象から外すというのは。最初の1次の換地設計の審議の内容のときから、そういう話になっていたんだと思うんですけど、その話からやると、全然審議が進まないということになるじゃないですか。私はここに来て、やはりその責任を全うしないといけないと思いますね。ですからすぐに審議に入ってもらいたいと、そのように思います。

○会 長（高本正彦君） いろいろとご意見があるでしょうけれども、ほかにご意見ございませんでしょうか。

○委 員（島谷晴朗君） はい、ちょっと違う件で。8番。

○会 長（高本正彦君） 島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 先ほど、会長が我々が住民の選挙で選ばれてここへ来たと。そういう責任を皆さんはお持ちだと。まさにそのとおりです。ですから推進の人たちもそうであろう、反対の我々もそうであるということはおわかります。ですから推進の意見を押し返すとか、そんなことは一切いたしません。しかし、権能、権能とって、よその他市の審議会へ傍聴に行っても、こういう換地に関するだけと、そういう制限をやっているところは、羽村のようなことをやっているところではないところ、たくさんあるんです。それこそ、財政の問題を入れたり、あるいは設計の問題を入れたり、ここは初めから設計図が出てきて、こういうふうになりますと。もちろん今回もわずかに道路が変わったりしました。そのための道路変更をしなくちゃならない、そういうこと、よくわかっています。しかし、地権者から付託を受けた審議会は、やはり地権者の意向に沿って、いろいろと相談する、その相談の内容は、区画整理に関することの中にも、その市の財政だとか、市の先行きだとか、そういうことで審議会が意見を提出することによって、やはり縮小したり、見直しをしたり、そういったことは起こっているんですよ。このように、先ほど私は揶揄をしましたけれども、子供の使いっ走りのことをやっていて、これはやらなくちゃできませんから、それもやるでしょう。だけれども、そういう市全体のことを考え、あるいは国全体のことも考え、そして地権者そのものが私よりも意識的に先にそういうことを感じ取って、そしておまけに自分の署名まで入れて、意見書を書いて出しているんです。ほんとうにそういうアンケートをあれに出してくれているようなもんですよ。だからそれに私たちがもう少し敏感にならなくちゃだめだということです。

○委 員（神屋敷和子君） はい。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷ですけれども、簡単に反対、反対だと言っているわけじゃなくて、この今回の意見書の統計や何かの結果を見て、意見を言っているわけですよ。現実にいるわけですから、それだけの人が。それ

から書いてない人でも署名という形で明らかな形で出ているわけですから。じゃあ、30%の道路率で、この碁盤の目で、このまま行けっていう人が何人いるんですか。そういうことですよ。もったきちっと審議会で話し合わなきゃいけないということを私は言ってるんです。でなければ、逆に無責任だと言ってるんです。いろいろなことが絡んでいて、今。意見書をお読みにになりましたか？どんなに苦しいかってことがすごく書かれているんですよ。そういうのをきちっとやっていただきたい。

それから質問なんですけれども。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○委員（神屋敷和子君） 資料2のところの、換地変更願ということが最後のところに出ているんですけれども、これは例えば、第1期27回の審議会資料、皆さんに本として渡されたものの中のどこに出ているんでしょうか。どこから出てきた言葉かということですが。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 会長、区画整理事業係長です。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 資料2の意見書取扱方針（案）、その下に囲みのところで、(1)で換地変更願が記載されているかと思えますけれども。

○委 員（神屋敷和子君） どこですか？

○会 長（高本正彦君） 資料2の下の青い……。

○委 員（神屋敷和子君） だから、知ってます。この換地変更願というのは、今までの取り決めのどこから出てきた言葉、どこの手順で出て、手順ではどこに入るのかということと、どこから出てきた言葉なのかという質問なんですけれども。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 会長、区画整理事業課事業係長です。

○会 長（高本正彦君） はい、事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） これは技術的な内容でございまして、特に取り決めとか、そういったものではなくて、やはり権利者の方々のいろんな土地活用、土地利用方法がこれから検討されるかと思うんですけれども、そのときに、換地はもう変更できないよと言ってしまえば、それまでになってしまいますから、先ほどご説明したとおり、例えば具体例を申し上げますと、600平米ぐらいの画地をお持ちの方、これが相続等に起因して、3つぐらいに分割したい、200平米ずつ切ってくださいといった場合は、換地を変更してくださいという願いを施行者に出していただくという手法をとっていただくという考えでございまして。

以上です。

○会 長（高本正彦君） ちょっと、資料そのものがまだ説明し切れていない部分、説明をすべて聞いてないものですか、議論は議論として、ここで一度説明を最後まで施行者から受けたいと思いますが、よろしく協力いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

先の説明はいいですか。

○委 員（島谷晴朗君） ごめんなさい、今、(4)に入ろうとしてるんですか。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 島谷さんから出てる意見。

○委 員（神屋敷和子君） ちょっとすいません、今のことは。

○会 長（高本正彦君） ごめんなさい、ちょっとミスタイクで。

一応、(3)までの審議はここまでということで、追加がございまして、事務局のほうでよろしくお願ひします。

○委 員（神屋敷和子君） すいません、すいません。4番、神屋敷なんですけれども、今の回答は、換地変更願というやつなんですけれども、まだちょっとわからないんですけれども、今、申出換地みたいなこと言ったんですよ。違いますよね。今、説明でそう言われましたよね。

○会 長（高本正彦君） いろいろとあろうかと思えますけれども、ちょっと会長のほうも、申しわけないんですけども、混乱しております。それで、一応いろいろと議論をしてきたわけですけども、議題が……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、その前に。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 今の神屋敷委員の質問でございますけれども、これは技術指針的なものでございまして、今までの経過の中で、あるなしにかかわらず、今後、換地が決まるまでの間に土地所有者の中で、相続等が発生するケースが想定できるわけです。そういう際に、そういう弾力的な運用として、こういう考えでやっていきたいという、権利者のほうが不利益になることではございませんので、その辺についての弾力的な内容で、決まるまでの間は、換地を分割することはしませんよとか、一緒にするようなことはしませんよとか、そういうことではなくて、技術指針の中でもこういうケースはうたわれているので、参考としてそれを申し上げて添付させていただいたものでございまして、過去の審議会の中で、どこでこういうのがあったのかとかではなく、換地設計を決定していくプロセスの中で、今、換地が完全に決まっているわけですね、定めているわけですから。その中で、もし相続等が発生をしてしまったときに、これを分けざるを得ないようなケースがあったときに、この技術指針に、こういうものがあるので、そういう取り扱いをさせていただきますよという内容でございますので、決して今ある場所をどこどこに移すとか、そういうことではなく、もう定められている換地の中でそういうケースが発生した場合に対応していく弾力的な運用指針ですので、ご理解いただきたい。

○会 長（高本正彦君） ちょっと整理したいと思うんですけども、議論の争点がぼやけちゃってて、私自身がよくわかんないんで、申しわけないんですが、それで、神屋敷さんのほうで、先ほど来から出ている質問があるんですけども、時間の関係もありますので……。

○委 員（神屋敷和子君） ちょっと、資料の2の下のところの続きで。

○会 長（高本正彦君） 資料の何ページですか。

○委 員（神屋敷和子君） 資料2の「その他」のところの説明を聞いていたんですけども。

○会 長（高本正彦君） もう終わったの。

○委 員（神屋敷和子君） これは、ちょっといいですか。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷ですけども、これは審議会に当然諮り出てくるものですか。出てこない。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 出てきません。

○委 員（神屋敷和子君） これ、相続だけですか。ほかのケースもある。これ、例えば不公平になるようなこととか、そういうことは、確認できるってことは、審議会で確認するってことはないんですか。審議の中で諮問するという……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 換地はもう決まりでやっていますので、運用上の中で影響が出れば、当然先ほど、ご説明させていただいているように、そのことによって街路網が若干ずれたり、狭まったり、広まったりした場合には、影響が出るわけですから、そういう場合には、当然、審議会のほうのご意見で、ご説明はしますけれども、じゃあ審議会でそれを決定するかということではございませんので、あくまでも施行者の運用上の中で、そういう取り扱いをしてあげたいという形で技術指針において対応しますよということです。ですから例示を挙げてどうのとかございませんので、出た場合に報告しろというお話であれば、報告をいたします。

○会 長（高本正彦君） どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。そうすると、この手順の中では、この換地変更願というのは、どの辺の位置に入るんですか。もう終わっちゃってからのやつですか。

○都市整備部長（阿部敏彦君） お話の内容は、どこの手順の中でどこに入るかということではなくて、影響を及ぼすようなケースが発生をしたときには、その範囲の中で、例えば第2段階で出るか、第3段階で出るかわかりませんが

も……。

○委員（神屋敷和子君） 初めて聞きました。

○都市整備部長（阿部敏彦君） どこで出るかはわかりませんので、相続を想定しているわけではございませんので、もしそういうケースが換地の見直しをやっている中のプロセスの中で出たときには、そういう変更手順の分類を弾力的に行いますよという。ですから、どこの段階でとか云々ではなくて、ただ、それが影響を仮に及ぼすものであるならば、換地の内容について、こういうのが出ましたという形で当然報告をして、ご説明はいたします。ただ、定められている枠の中で分けられるものであるならば、それは大枠の中で、対応いたしますよということ。影響が出るものについては、ご説明をいたします。これは第2段階とか、第3とか、そういうのではなくて、今後、この流れの中で、例えば来年でもそういうケースが出てくるかもしれませんし、そういう形の中でいけば、分割をするケースもありますよということです。

○会長（高本正彦君） 大分議論がまとまっておりますけれども、場合によっては、この問題については、直接市のほうに確認していただくなり何かしていただければと思います。審議会としては、一応この議題については、ここまでにしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（高本正彦君） よろしければ先に進みたいと思います。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課です。

○会長（高本正彦君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） それでは、お疲れのところ、もう少々時間をいただきたいと思います。

冒頭、島谷委員よりご意見のありました件でございますけれども、まずお話を整理させていただきます。冒頭、島谷委員よりご意見がありましたのは、平成23年1月12日付で島谷委員から第2次換地設計（案）についての審議会会長に対する意見書をお配りしたものでございますけれども、意見書が提出され、これに対する回答が2月2日付で会長から行われたところでございますが、その旨の内容を今回の審議会で皆さんの前で約束どおり、説明してほしいというものでございますけれども、島谷委員、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員（島谷晴朗君） 実は、この一番上の高本会長から私あてに来ました取り扱いについてという、下から2行目、「なお、次回開催の土地区画整理審議会において、意見書の提出があった旨報告をさせていただきたいと考えていますので、本主旨を是非ご理解くださるようお願いいたします」と、そういうことです。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） はい、わかりました。それでは、委員の皆様はその資料を配付させていただいたところですが、傍聴の方には、お配りしておりませんので、その回答内容を朗読させていただきます。

平成23年2月2日、あて名としまして、羽村駅西口土地区画整理審議会委員 島谷晴朗様。発信者としまして、羽村駅西口土地区画整理審議会会長 高本正彦。件名としまして、第25回羽村駅西口土地区画整理審議会における議案第10号に対する「意見書」の取り扱いについて。

平成23年1月12日付で提出された「意見書」について、内容を拝見しましたのでその取り扱いについて所見を申し上げます。

この「意見書」における、島谷委員のご主張は、去る平成22年12月27日開催の第25回土地区画整理審議会において、「羽村駅西口土地区画整理事業にかかる第2次換地設計（案）」を施行者が権利者へ発表するにあたっての諮問に対して、当日、各委員の発言機会を設けるとともに十分な議論のもとに、賛否をとって原案により了承することとした土地区画整理審議会の決定が容認できないとしたものであります。

ご承知のとおり、土地区画整理審議会は諮問機関であり、その権能の範囲等において裁決による結果は尊重すべきが正論で、適正かつ公正であると認識していることから「意見書」は、あくまでも島谷委員の個人的なお立場からのお考えとして受け取りましたのでご了承ください。

なお、「なお書き」につきましては、島谷委員が先ほど読み上げていただいたとおりでございます。

以上、島谷委員からご意見に関するご報告にかえさせていただきます。なお、別紙にありますけれども、神屋敷委員からも同様の意見書が提出されたところですが、回答内容の文面が同様でありますことから、神屋敷委員には、恐縮でございますが、朗読を省略させていただきます。

以上、報告をさせていただきます。

○委員（島谷晴朗君） そして、1つ要求。傍聴さんにも、これ、意見書、渡してください。傍聴者の方に。後でおそらくこの代用で入る前に対応なさいます……。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

○会長（高本正彦君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 審議会開催の資料は、ほかの資料に関しても、今回はお渡しできませんので、もし島谷さん、個人的な意見のものでしたら、島谷さんから必要な方にお渡しいただければと思います。

○委員（島谷晴朗君） じゃあ、すいません、きょう20枚刷ってきましたから、10枚、傍聴者に渡してください。余分の。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） いただきましたものは、島谷委員にお返ししますので、島谷委員のほうで取り扱いいただければ結構です。

○委員（神屋敷和子君） すいません。

○会長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷なんですけれども、このとき一生懸命書いた私の意見なんですけれども、一番最後のページにある答申第11号、これ、議案第10号で答申11号って、羽村駅西口の場合は1つづつずれているんですけれども、この答申には添付されなかったということですか？ 添付して市長に渡されたということじゃなく、添付されなかったという。

○会長（高本正彦君） どうぞ。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 区画整理管理課長です。添付はしておりません。

○委員（神屋敷和子君） ああ、そうですか。

○委員（島谷晴朗君） 答申は出してある。

○委員（神屋敷和子君） 答申、一番最後のページに載ってます。これ、答申はほんとうは、審議委員にすぐ、これは1月21日に答申してられるんですけれども、答申文は審議委員に今まで第1期のときは、すぐ配付されていたんですね。

○会長（高本正彦君） うん？

○委員（神屋敷和子君） 配付されていた。

○会長（高本正彦君） 委員の方にですか？

○委員（神屋敷和子君） ええ。それが今回はなかった。

○会長（高本正彦君） それは必要ですか？ できます？

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 答申書のかがみということですね。

○委員（神屋敷和子君） そうです。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） これ、一番最後のページについてありますのは……。

○委員（神屋敷和子君） ありますけど、本来はもうちょっと早く。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 申しわけございません。今回、お渡ししたのでご了承ください。以上です。

○区画整理管理課係長（橋本雅央君） 区画整理管理課係長。

○会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○区画整理課係長（橋本雅央君） 次に、「その他」ということで、今、2点目なんですけど、区画整理審議会の次回以降の

予定について、調整させていただきたいんですが。

**○都市整備部長（阿部敏彦君）** 冒頭、1番からきょう4つの議題を用意させていただいて、開催させていただいたところですけども、大変申しわけございません、きょうは時間の関係がございまして、5時までには終わらなければいけないということで、次回以降、4番から入っていくという形で、本日についての会議につきましては、議題の(3)でとどめさせていただいて、(4)については次回以降に対応させていただくということでご了承願えればと思います。

なお、「その他」について、今後の日程について、ご予約を伺いますのでよろしくお願い申し上げます。大変申しわけございません。

**○会 長（高本正彦君）** 「その他」について、事務局から何か追加があれば、どうぞ。

**○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君）** 区画整理課管理係長。大変に失礼しました。今、部長からご説明いただいたところの内容でございます。

それでは、事前に、スケジュール、手帳等をお持ちいただければということで、ご通知をさせていただいたんですが、次回以降の審議会の日程について、調整をさせていただければと思います。今後はこの意見書の取り扱いについての継続審議という形になってまいりますので、あらかじめ事前に日程を調整させていただければと存じます。よろしいでしょうか、手帳の準備等は。

そうしましたら、まず、9月初旬までにできれば2回、審議会を開催したいと考えております。本日、4日間の日程をご用意させていただいております。まず、1日目、8月18日（木）午後、都合の悪い方がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただければと思います。神屋敷委員さんと黒木委員さん。続きまして、8月22日（月）午後、都合の悪い方。小宮さん。続きまして、8月30日（火）午前、都合の悪い方。小宮さん。続きまして、9月1日（木）午前。続きまして、9月1日（木）午後。午前と午後なんですけど、一応午後も確認させていただければと思います。

ただいまの内容で、今、都合の悪い方、何名かおられましたけど、この中で、基本的に全員が出席できる場所は必ず開催します。あとは今回できれば2回開催していきたいと考えておりますので、事務局のほうで調整をさせていただいた上で、早急に委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○会 長（高本正彦君）** 今ここで都合の悪い人、聞くわけ？

**○区画整理課管理係長（橋本雅央君）** もう聞きました。会長とは調整させていただきます。

それと、もう1点、先ほど冒頭で会長から採決がありましたとおり、次回の審議会につきましては、議題(4)ということで、これにつきましては、非公開会議という形で採決をとらせていただいて、賛成多数だということになりますので、次回からは非公開審議会になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○会 長（高本正彦君）** お疲れさまでございます。大分時間も長くなってしまいましたけれども、ほかに特にならぬようございますので、これにて第2期第26回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。